2013年4月6日開催シンポジウム

子の安心・安全から面会交流を考える
－DV・虐待を中心に－

報告書

日本弁護士連合会　両性の平等に関する委員会

目　次

【資料 1】　講師紹介 …… 1

【資料 2】　基調報告書 …… 3
両性の平等に関する委員会第３部会
※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究結果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

【資料 3】　ジョアン・Ｓ・マイヤー氏（ジョージワシントン大学教授） …… 24
講演抄録
「子の監護裁判における引き離しと虐待：アメリカの経験」

【資料 4】　資料３関連文献リスト …… 34

【資料 5】　渡辺久子氏（慶應義塾大学医学部小児科専任講師） …… 37
講演抄録
「子どもの発達を守るために：乳幼児・児童精神医療保健の見地から」

【資料 6】　資料５関連文献リスト …… 46

【資料 7】　小川富之氏（近畿大学法学部教授） …… 48
コメント録
「離婚後の親子の交流と親権・監護・親責任」

【資料 8】　Changes to Family Law from 7 June 2012 …… 55
（オーストラリア政府ＨＰより）

【資料 9】　資料 8 仮訳 …… 56

【資料 10】　Guide to the Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Act 2011 より抜粋 …… 57
（ＮＧＯ「Women’s Legal Service Victoria」ＨＰより）

【資料 11】　資料 10 仮訳 …… 59

【資料 12】　Family Justice Review Final Report より抜粋 …… 61
（イギリス政府ＨＰより）

【資料 13】　資料 12 仮訳 …… 71

資料1

講師・パネリスト　プロフィール

ジョアン・S・マイヤー 氏

ジョージワシントン大学ロースクール教授（臨床法学），

同大学 DVLEAP(http://www.dvleap.org/)プロジェクト代表

ハーバード大学卒，シカゴ大学ロースクール修了。22 年間にわたりジョージワシントン大学ロースクール教授として教鞭を取りつつ，同大学で先駆的な取組として全米に知られている学際的な DV 臨床プログラムを３つ創設している。マイヤー教授は，連邦・州の法律・法令にも深く関わり，州レベルの弁護士会，全米弁護士協会 DV 委員会，裁判所その他の DV プログラムにおいて頻繁に研修を実施してきた。DV 問題，とくに子の監護についての執筆活動にも精力的に取り組み，DV と福祉改革に関する論文でカーン賞（Cahn Award, National Equal Justice Library）を受賞。

DV LEAP（Domestic Violence Legal Empowerment and Appeals Project）は 2003 年にマイヤー教授が創設し，DV 事案，特に子の監護に関わるケースにおいてプロボノでの上告を行っている。これまでに米国連邦最高裁判所で「法廷助言者（非当事者）」訴訟を７件提訴し，これらは，起訴された加害者の憲法上の権利，強制逮捕法令，国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約などに関するものである。直近のケースでは，DV LEAP は，虐待から逃げた母子が帰還を命じられているケースにおいてハーグ条約が有害な方法で用いられていると主張している。

DV LEAP は,不適切な裁判所決定を覆すために活動し,控訴審での専門的なアドボカシー，最善の実践のための弁護士，心理士および裁判官向け研修,ならびに最高裁判所での DV 訴訟の先頭に立つことを通じて，被害者や子どもたちへの法的な保護を推進し，正義を強く希求してきた。

DV LEAP とマイヤー教授は，米国弁護士協会による最初の「シャロン・コービット賞(Sharon Corbitt Award)（DV，デート DV，性暴力，ストーカー被害への法的対応の改善における非凡な業績とリーダーシップを称える賞）のほか，子どものための司法賞「卓抜したリーダーシップ」(2007)など，これまでに数々の賞を受賞している。連邦最高裁判所での活動に加え，DV LEAP とマイヤーは，州の上訴裁判所においても多くの訴訟に関わってきた。マイヤー教授は，ドキュメンタリー番組「沈黙を破って：子どもたちの声」（2005 年 10 月 PBS 放映）にもコメンテーターとして出演した。

渡　辺　久　子　氏

慶應義塾大学医学部卒

慶應義塾大学医学部小児科学教室,精神神経科教室，小児療育相談センター児童精神科，横浜市立市民病院神経科，横浜市立市民病院(神経科医長)で勤務の後，

平成 2 年 9 月 英国タビストック・人間関係センター児童家族部門　臨床研究員
平成 5 年 5 月～25 年 3 月 慶應義塾大学医学部小児科専任講師
平成 10 年 4 月～25 年 3 月 慶應病院小児科外来医長
平成元年～現在 世界乳幼児精神保健連合副会長（アジア支部担当）
平成 2 年～現在 Journal of Child Psychiatry and Psychology 国際審議委員
平成 7 年～現在 Journal of Clinical Child Psychology and Psychiatry 国際審議委員
平成 12 年～現在 Journal of Infant Observation 国際審議委員
平成 12 年～現在 日本小児科学会代議員
平成 12 年～現在 日本小児科学会学校保健・思春期問題委員会　専門委員
平成 10 年～現在 東京都小児精神障害診査会委員
平成 11 年～12 年 厚生省母子保健局「健やか親子 21」検討委員
平成 13 年～15 年 厚生科学審議会臨時委員（生殖補助医療部会委員）
平成 15 年～16 年 厚生労働省社会福祉審議会臨時委員（食育部会委員）
平成 13 年～現在 厚生労働省社会福祉審議会臨時委員（児童部会委員）
平成 15 年～現在 NPO　精神保健を考える市民の会まいんどくらぶ　理事長
主要著書：
『心育ての子育て』（白石書店、昭和 55 年）
『抱きしめてあげて』（太陽出版、平成 17 年）
『子どもを伸ばすお母さんのふしぎな力』（新紀元社、平 7 年）
『母子臨床と世代間伝達』（金剛出版、平成 12 年）
『小児心身症クリニック：症例から学ぶ子どものこころ』（南山堂、平成 15 年）
『思春期やせ症の診断と治療ガイド』（文光堂、平成 17 年）
『思春期やせ症：小児診療にかかわる人のためのガイダイン』（文光堂、平成 19 年）
『たっぷり甘えさせて しあわせ脳を育てる！』（カンゼン、平成 24 年）

小 川 富 之 氏

近畿大学法学部教授。家族法を中心に，子ども，福祉，医療等に関する法律関係を研究領域としている。

LAWASIA（The Law Association for Asia and the Pacific, Family Law and Family Rights Section）家族法部会長，AFCC（Association of Family and Conciliation Courts）理事，世界会議「家族法と子どもの人権」執行部・プログラム委員，日本法政学会理事，日本家族〈社会と法〉学会理事，Family and Conciliation Courts Review (Hofstra University, New York USA) 編集委員，Dignitas Journal (Slovenian International Human Rights Journal)編集委員，法学論攷（全北大学校法学研究院）編集委員等をこれまでに担当。

外国（身分関係）法制研究会を主催するとともに，末川民事法研究会，関西家事事件研究会，家族と法研究会および監護研究会等の研究会に所属し研究を続けている。

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

資料2

基調報告書

２０１３（平成２５）年４月６日

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会第３部会

１、問題提起

父母の話し合いによって、子どもを中心に面会交流が決まり、父母の自発的な協力のもと、子どもが自由に双方の親と交流を保ち、子どもの成長につれて柔軟に対応・変化させながら面会交流が続いていくならば、子どもにとって、それは望ましい。別居・離婚したあとも、円満に面会交流が続き、それによって、子どもが監護親[1]だけでなく非監護親からの適切な関わりをえて、適応と発達を遂げている事例は少なくない。

他方で、様々な事情から、父母の対立が激しく、父母が面会に向けて協議や協力ができない事案、子どもが面会を拒否している事案もある。このような事案では、父母間の協議や協力ができないため、非監護親からの面会交流を求める面会交流事件が家庭裁判所に係属する。裁判所や弁護士が担当するのは、主にこのような類型の面会交流事件である。そして、この類型の事件では、上記のような子ども中心で柔軟で協力的な面会交流モデルが当てはまらず、面会交流を強行することによって様々な弊害が生じることもある。冒頭に述べたような事例はその一部である。

「子の最善の利益」を最優先に決着されるべき面会交流の事件において、明らかに子の重大な利益を害するとしか思えないような結論が出されてしまう背景には、どのような問題があるのだろうか。

本シンポジウムでは、別居後ないし離婚後の面会交流が、子どもの生存と発達に有益な影響をもたらすべきであるとの立場にたちつつも、裁判所や弁護士が担当する事案では、事情によって面会交流が相当でない場合もあることから、子の最善の利益にかなう司法の関与の在り方を検討する。

２、面会交流は「子の監護のための適正な措置」の問題である。

面会交流について、それが権利として認められるのか、その法的性質はどのようなものか等について、議論が分かれている。

[1] 本報告書では、親権者であるか否かに関わらず、実際に子を監護している者を監護親と呼ぶ。

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

最高裁平成１２年５月１日決定は、別居中の非監護親からの面会交流の申立てについて、子と同居していない親と子との面会交流は子の監護の一内容であり、家庭裁判所は民法７６６条を類推適用し、家事審判法９条１項乙類４号により、相当な処分を命ずることができるとした[2]。同事件の担当調査官は「…面接交渉[3]の内容は監護者の監護教育内容と調和する方法と形式において決定されるべきものであり、面接交渉権といわれているものは、面接交渉を求める請求権というよりも、子の監護のために適正な措置を求める権利であるというのが相当である。」との見解を示しており[4]、最高裁が実体的権利説を採用せず適正措置請求権説（手続的申立権説）を採用していることがわかる。

また、２０１１（平成２３）年に改正された民法７６６条は、面会交流や監護費用の分担等を明示したが、これは、民法の一部を改正する法律要綱案（１９９６（平成８）年２月法制審議会決定）の内容に沿う改正である。この改正では、非監護親と子との面会交流については「それが権利として認められるのか、認められるとして親の権利か子の権利か、その法的性質はどのようなものかなどについて、なお議論が分かれてい（る）」ため「子の監護について必要な事項の例示として面会交流を明記するにとどめることとし（た）」とされており、実体的権利説を採用してはいない[5]。

さらに、２０１１（平成２３）年に成立した家事事件手続法は、面会交流及び監護費用の分担を子の監護についての必要な事項の具体例として明示したが（１５４条３項）、家庭裁判所が調停または審判により、後見的立場から合目的的見地に立ち、裁量権を行使してその具体的内容を形成するという手続きは、従前の家事審判法におけるものと変わりがなく、ここでも実体的権利義務の存在を前提としていない。

子どもの権利条約９条３項は「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と定めている。ここでの権利主体は「児童」即ち「子」であって親ではないこと、我が国では民法７６６条及び家事事件手続法１５４条３項（昨年までは家事審判法９条１項乙類４号）により家庭裁判所が後見的立場から合目的的に「子の利益」に照らし適切に判断する手続きとなってい

2　最決平成 12 年 5 月 1 日民集 54.5.1607

3　現在は面会交流と呼ぶことが多いが、従前は面接交渉と呼ばれていた。

4　最高裁判例解説民事編平成 12 年度（下）21 事件 511 頁以下

5　飛澤知行編著「一問一答平成 23 年民法等改正―児童虐待防止に向けた親権制度の見直し」12 頁（商事法務、2011 年）

ることからいえば、上記適正措置請求権の考え方は、前記条約にも適合する。

そこで、本報告書では、面会交流の権利性の有無や性質に拘泥することなく、民法及び最高裁が採用している適正措置請求権を前提に、この「適正な措置」の内容を検討する[6]。

３、面会交流事件における家庭裁判所の実務の現状と問題点

（１）面会交流事件に関する家庭裁判所の姿勢

近時、家庭裁判所は、面会交流につき非常に積極的な姿勢を取っている。すなわち、「実務上は、基本的に、非監護親との面接交渉が実施されることが子の福祉に資するとの考え方の下で、面接交渉の実施により子の福祉が害されるような事情がない限り（回数や時間等の条件は調整するとしても）これを実施すべきであるとの考え方をとる審判例が多くなっているものと思われる。したがって、審理の際には、専ら監護親から、面接交渉の実施が子の福祉を害するかどうかに関する事情を確認することになる」とされている[7]。

これは審判について述べたものであるが、調停においても、同様に強い働きかけが行われることが少なくない。

（２）面会交流事件の進め方の実際

ア、調停の場面で

面会交流について話し合いがなされるのは、面会交流を直接対象とする事件だけではない。監護親が申し立てた婚姻費用分担や養育費の調停の席上で、非監護親から「子どもに会いたい」との希望や「子どもと面会できれば生活費は払う」という意向が表明されると、婚姻費用や養育費の問題に優先して面会交流に関する話し合いを求められたり、婚姻費用・養育費の支払いと関連づけて面会交流に応ずるよう働きかけがなされたりすることもある。

---

[6] 若林昌子元裁判官は「面会交流の権利性は、権利概念について、従来の固定的・絶対的な概念では的確に把握できない。面会交流は、子どもが成長し人格形成のために必要とされる「親子の関係性」に価値を認め、それを保護法益とするものであり、この特性に適合する権利概念が必要とされるのは当然の成り行きかもしれない。…面会交流の権利性は複合的・相対的性質を持つことが求められる。」としている。明治大学法律論叢 85 巻 2･3 合併号 393 頁 2012 年。

梶村太一元裁判官の「民法 766 条改正の今日的意義と面会交流原則実施論の問題点」戸籍時報 692 号 2013 年、同新版注釈民法（22）親族（２）766 条）も参照。

監護親が申し立てた離婚調停の席上で、非監護親から面会の希望が表明された場合も同様である。「子どもが心配」「とにかく子どもに会わせて欲しい」といった非監護親の希望を受け、面会交流の話し合いが中心となり、離婚自体の話し合いが後回しになることも多い。調停期日の間に面会交流を実施するよう求められることもある。

非監護親が面会交流を話題にしていない場合でも、裁判所が当事者双方に最高裁が作成した面会交流に関するＤＶＤの視聴を勧め、面会交流の実施を促すこともある。

このような運用は、離婚・子の監護の領域では、非監護親が要求する面会交流が最優先課題であって、父母・家族の関係や紛争状況に関わらず、速やかに面会交流を開始するのが一律に子の福祉に適うという前提に立っているようにさえ、見える。

実際、東京家裁では、２０１２年１０月より、「夫婦関係調整事件で、親権が争われそうな事案や面会交流で難航する事案について、できるだけ早期に子の状況を把握し、調査官関与などの進行方針について判断するため」に、調査官室が作成した「子の状況チェックシート」を調停委員に配布しており、面会交流については、実施できることを前提に、出来ない事情を調停委員が書き込む形式となっている。

このような裁判所からの働きかけに対し、ＤＶや虐待があり現在までその影響が続いていること、子が面会を望まない意思を示していること、激しい対立により非監護親への最低限の信頼さえも失われていることなど、面会交流の実施が困難である事情を監護親が述べても、調停委員会が個別の事情を吟味しないまま面会交流を強く求めることも少なくない。子の意思はどうであれ、「会うのが良いのだ」「今は嫌であっても、我慢して会い続ければ良かったと思うものだ」など、調査官や調停委員から繰り返し説得されれば、監護親は反論と説明に疲れ、調停や審判のストレスから逃れるために押し切られてしまう可能性もある。ましてや、ＤＶ被害者や不安定な精神状態にある場合にはなおさらである。

結局、監護親は、婚姻費用を得るため、離婚に応じてもらうため、あるいは養育費を得るため、面会交流実施の困難さを強く感じつつも、その取り決めを受け入ざるを得なくなる場合が多い。

---

[7] 古谷健二郎・判タ 1237 号 23 頁以下（2007 年）

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

事例　非監護親の DV により保護命令が発令され、現在も非監護親に居所を秘匿しつつ生活している監護親に対し、調査官が「子と非監護親との良好な関係を築くのも監護親の役目」などと面会交流実施を強く説得した事例。

事例　同居中に非監護親からの DV があったこと、子と監護親を引き離す行為があったこと等の事情から、子は面会交流に消極的であった。そのことを監護親は調査官に伝えていたが、調査官は、当事者からの詳細な事情聴取も子どもの意向等の聴取も何らしないまま、監護親に対し、大声で執拗に面会交流の条件提示を求めた事例。

イ、審判の場面で

（ａ）非監護親から面会交流を求める申立てがなされた場合、調停で合意が成立しないと手続は審判に移行する。

調停の席上で、監護親に対し面会交流の実施に向けた説得がなされても、審判において個々の事情に基づき慎重な判断がなされるのであれば、監護親は、苦渋の「あきらめ」や「妥協」をせず、自らの事情を主張していくこともできる。ところが、面会交流に積極的な家庭裁判所の姿勢は審判でも変わらず、面会交流を禁止ないし制限すべき事情についての主張・立証を監護親に求めたうえ、禁止ないし制限すべき事情を相当に狭く解釈し、監護親がこれらの事情があることの立証ができないと、「禁止ないし制限すべき事情がない」として、面会交流の実施を監護親に命ずることが多い。

（ｂ）面会交流の審判では、大多数の事件で調査官による子どもの状況や意向に関する調査が行われ、裁判官による事実認定の主要な根拠になる。調査官の調査は審判に大きな影響を及ぼすが、その調査官の多くが面会交流に非常に積極的である。

例えば、ＤＶ・虐待の存在するケースは、面会交流の可否につき最も慎重な判断がなされるべき類型であるが、それにもかかわらず、調査官がＤＶの状況や子への影響を過小評価することが多く、また、子どもの消極的な意向についても面会交流を実施する妨げにはならないと解釈し、直接の面会交流を行うべきとする調査官意見が出された事例が複数報告されている。

これらの事例では、非監護親は過去の暴力について反省することもなく、監護親に対して従前と同様の態度をとり（とる懸念があり）、養育費の支払いも

怠るなど、面会交流を認めれば、子への責任を果たすどころか、害をもたらす懸念があった。しかし、裁判所は、非監護親側のこれらの事情は殆ど問題とせず、あくまでも面会交流を禁止・制限すべき事情の主張立証を監護親側に求め、監護親側のＤＶの存在と影響などの主張を正当に評価せず、面会交流を禁止すべき事情はないと判断した。

事例　非監護親が子の面前で監護親へ暴力を振るったことから、監護親と子の双方への接近禁止命令が発令され、子も面会交流に消極的な意向を示していた。しかし、調査官は、非監護親は感情が高ぶることもなく冷静に話ができる、子は面会をしてもただちに子の福祉を害するほどの強い嫌悪感を父に対して持っているとはいえないとして、直接の面会交流を実施すべしとの意見を出した事例。

事例　監護親と子への保護命令が発令されていた事案で、監護親は、非監護親が面会交流を口実に居場所を探索し再び執拗な追及をすることを怖れていた。しかし、調査官は、ＤＶ保護命令は安易に発令されている、居場所探索や執拗な追及の怖れを具体的に示さない限り面会交流を制限する理由にならない、と述べた事例。

（ｃ）言うまでもなく、面会交流は、非監護親のためのものではなく、子どものためのものである。従って、「子の最善の利益」に沿って解決が図られるべきであって、子どもの声は、面会交流を考える上で非常に重要な要素である。しかしながら、家庭裁判所が、子どもの声を十分に尊重し、これを重視しているとは言い難い事例もある。

調査官による子どもの意向等の調査は、通常、１～２回、しかも短時間、子どもと面会することによって行われる。これだけの回数と時間で、子どもの真意を正確に把握することは、いかなる専門家であっても難しい。子どもの表明した意向が、過去の子どもの生活状況からみて不自然なものでなければ、特段の事情がない限り、子が表明した意向を真摯に受け取るほかないはずである。ところが実際には、子どもが面会に積極的な意向を示した場合は、その意向に従った結論になるのに対し、子どもが面会に消極的な意向を示した場合には、過去の子どもの生活状況からみて十分首肯できる意向であっても、「監護親の

影響を受けている可能性がある」「面会交流を実施すれば子の福祉を害するとまで言うほどの強い嫌悪感ではない」から面会交流の実施の妨げにならないとの解釈を加え、子どもが示した意向とは異なる結論を導くことも少なくない。

事例　非監護親は監護親に対し、度々、身体的な暴行のほか、長時間の正座と報告書作成（何時どこで誰と何を話したのか等）などを強要していた。これを繰り返し見ていた子ども達（小学校４年と６年）は、非監護親との面会を拒否。しかし、調査官は「子ども達の拒否は監護親への配慮から出たものである」として直接の面会を実施すべきとの意見を出し、審判も同様。子ども達は自分たちの意見が無視されたと怒り、非監護親への嫌悪感を一層強めた事例。

事例　非監護親が子ども達（６歳・３歳）のいる前で監護親に対する身体的暴力を繰り返し、子ども達に対しても暴力と「死ね！」などの暴言があった事案で、子ども達は調査官に対して非監護親との面会を拒否したが、調査官は「子ども達の年齢では非監護親をほとんど覚えていない可能性が高い」「子ども達が面会を嫌がったのは監護親の非監護親に対する拒否感が原因」などとして、監護親が「可能な面会の方法を検討すべき」であるとする報告書を提出した事例。

ウ、このような審判の傾向をみると、監護親が面会交流を実施する方向での裁判所の「説得」に抗い続けることは困難である。特に代理人のつかない多くのケースでは、面会交流に関する合意を事実上「強要」されることにもなりかねない。

また、「子の最善の利益」を実現するために子の意向を聴いたにもかかわらず、子が表明した意向に反して面会交流の実施を進める方向での解釈を加え、面会交流を命じる審判をすれば、それは、子にとっては自らの意思が大人達に尊重されなかった経験となり、裁判所や大人達への不信感を抱かせる結果にも繋がりかねない。

そして、ひとたび、面会交流の実施を内容とする調停が成立し、あるいは審判が出た場合には、その合意若しくは審判の内容如何によっては、監護親に対する強制執行の可能性があり、この可能性を背景に子どもは非監護親と会うことを強制されることになる。

（３）調停・審判の強制執行

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

ア、調停や審判によって定められた面会交流が実現しない場合には、監護親に金銭の支払いを命ずることにより心理的な強制を加え、権利の実現をはかる「間接強制」の方法による強制執行が可能とされている[8]。

イ、間接強制が申し立てられた場合、相手方（監護親）が「子が面会交流に反対していること」、即ち、相手方（監護親）自身には取り除けない障害があることや、経済的にも心理的にも過酷な状況になること等を主張して執行に反対しても、調停での合意あるいは審判がなされている以上、面会交流を可能にするのが監護親の責務であるし、監護親が子に働きかければ子の心理的動揺を取り除くことが期待できるなどとして、子が中学生以上である場合などを除き、一般に執行が不能な義務とは考えられていない。

また、面会交流が子の福祉を害すると主張しても、それは権利濫用または事情変更の主張（債務名義に表示された実体的権利の当否の争い）であって執行裁判所の審理対象ではなく、相手方は別途請求異議訴訟を提起するか、事情変更を理由として改めて面会交流禁止を求める調停又は審判を申し立て、その事件の中で子の福祉を害する事情を明らかにしていく必要があるとされている[9]。

しかし、事情変更は容易には認められず、面会交流の内容を変更するのは極めて困難である。DV 等があっても、調停や審判前の事情であれば、あらためて考慮されることはほとんどない。従ってまた、請求異議訴訟で勝訴することも困難である。

ウ、DV 等の事情を十分に考慮せず、一方で、調停や審判において監護親に対し子と非監護親とを面会させるよう事実上強制しあるいは命じ、他方で、面会自体の危険性、父母間の対立や葛藤、子の拒否など面会を障礙する事由について何の手当もないまま、強いて履行させることは、葛藤をさらに強め、監護親を追い込み、子どもにも苛酷な負担を負わせることになりかねない。実際、毎回、監護親が泣き叫ぶ子どもを引きずって非監護親のもとへ連れて行き、実質的な面会交流が出来ないまま連れ帰ることを繰り返すケースすらある。

このような事態は、子ども、監護親、さらには非監護親にとっても望ましいことではない。合意形成や審判に当たりなお一層の慎重な判断が必要であるし、間接強制の可否についても実情を踏まえた慎重な判断が必要である。

---

[8] 東京高裁平成 24.1.12 決定家月 64･8･60、大阪高裁平成 19.6.7 判タ 1273･338 など

[9] 大阪高裁平成 15.3.25 決定家月 56.2.158、小島妙子「Ｑ＆Ａ離婚実務と家事事件手続

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

（４）家庭裁判所実務の背景にある考え方

ア、このような調査や審判が出される家裁実務の背景にある考え方は、裁判官や調査官、調停委員による数々の論文から読み取れる[10]。

そこでは、非監護親の子どもへの関与は離婚後の子どもの心理的社会的な適応をもたらすために重要であって、面会交流は親からの愛情の確認・子の親離れの促進・子のアイデンティティの確立にも資すること、両親間の紛争の影響を受けないよう親が配慮することが必要であること、子が親を拒否する事態においては、子がそのような態度をとるに至った諸要因等を検討しつつ、片親疎外というラベル付けにこだわるのではなく、子どもの発達が阻害される状況かどうかを考慮し、子にとって望ましくかつ日本的な枠組みの中で可能な解決に向けて当時者の調整を図っていく必要がある等と述べられている。しかし、他方で、子の福祉の観点から面会を禁止・制限すべき事由（非監護親による連れ去りの恐れ、虐待の恐れ、非監護親の監護親に対する暴力、子の拒絶、再婚等）がない限り、面会交流の円滑な実施に向けて調整を進めていくのが基本方針であること、従って専ら監護親から面会交流の実施が子の福祉を害するかどうかに関する情報を聞き取り確認するのが基本的枠組みであること、離婚調停は早期に面会交流ができるように配慮して進めること等が述べられている。

また、子の拒絶については、一方で、その年齢や発達の程度、拒絶の実質的理由ないし背景、その他の事情に応じて、面会交流を禁止・制限すべき事由に当たりうると考えられるとしつつ、他方で、いわゆる忠誠葛藤などのため非監護親に会いたいという気持ちを有していても監護親に言えない場合も少なからずある、子が監護親の影響により非監護親との同居中の関係や別居前後の出来事に照らして通常は想定されない程度の強い拒絶をすることもある（これらは「学齢期」の子どもにあらわれる「離婚の子どもへの短期的影響」とされる）とされている。

法」（民事法研究会 2013 年）

[10] 長野地家裁佐久支部長（前東京家裁判事）古谷健二郎「家事審判手続きにおける職権主義と手続き保障、実務の視点からの整理及び実感」判タ 1237（2007 年）、金沢家庭裁判所小松支部主任家庭裁判所調査官小澤真嗣「家庭裁判所による『子の福祉』に関する調査ー司法心理学の視点からー」家月 61･11（2009 年）、静岡家裁浜松支部家庭裁判所調査官岡田まみ子・同沼津支部家庭裁判所調査官大野恵美・東京家裁家庭裁判所調査官濱野昌彦「PAS (Parental Alienation Syndrome) ― 理論の概要と家裁調査官関与のヒントー」家裁調査官研究展望 38（2010 年）、細矢郁・進藤千絵・野田裕子・宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方ー民法 766 条の改正を踏まえてー」家月 64･7（2012 年）など。

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

そして、子の意思を把握する際には、子の表面的な言動にとらわれることなく、子の年齢・発達段階・心身の状況など、子の言動の背景事情を総合的に考慮して慎重に判断する必要がある、とされている。

イ、これらの論文で、家庭裁判所の面会交流への積極的な姿勢を基礎づける研究としてしばしば紹介されるのが、ウォラースタイン（ワラースタイン）らの長期的研究である。例えば、細谷論文は「離婚が子の適応状況等に長期的な影響を及ぼすことを結論付ける…著名（な研究）」として「ワラースタインらの研究」を紹介し、「…離婚の長期的な影響に社会の関心を向けさせた意義は大きく、実務や米国法制に与えた影響も大きいとされている。」としている[11]。また、進藤論文は、家裁では「面会交流を禁止し又は制限すべき事情がある場合を除き、非監護親と子との面会交流を円滑かつ継続的に実施していくことが重要であるとの観点から、実施に向けて必要な取り決めがなされるよう事案に応じた配慮がされている。」が、それは「心理学等の知見からみた面会交流の意義」を基礎にしており（その知見について前掲細谷論文を参照文献として引用）、「有名なものとしてワラースタインらによる研究」を紹介している[12]。

ウ、ウォラースタインの研究に関するこのような理解に立って、前述の論文においても、PAS（Parental Alienation Syndrome 片親切り離し症候群)や PA（Parental Alienation 非監護親を拒絶する現象)が繰り返し紹介されている。そこでは、専ら監護親の態度のみが原因であるとするガードナー（PAS の提唱者）の見解は極端な点が多く、症候群ととらえることに対する異論も出され、現在は PA と呼ばれることが一般的であるとし、一方で、片親疎外というラベル付けにこだわることは避けねばならないと述べるものの、他方で、PAS の影響力は無視できないし、PAS 現象は多数みられるとして、PAS は DV 主張への反転攻勢として論じられるので見極めが必要であるとするなど、PAS/PA 言説をきちんと検討・評価しないまま、採用を前提とするかのような見解が述べられている。

---

[11] 細矢郁・進藤千絵・野田裕子・宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方―民法 766 条の改正を踏まえて―」家月 64･7･42 頁 2012 年

[12] 進藤千絵大阪地方裁判所判事・野田裕子・宮崎裕子東京家庭裁判所主任家裁調査官・奈良家庭裁判所主席家裁調査官「第３章２親と子の面会交流」92～94 頁（安倍嘉人ほか「子どものための法律と実務―裁判・行政・社会の協働と子どもの未来―」所収、2013 年 1 月、日本加除出版）

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

このような論文上の見解に影響され、家庭裁判所は、具体的事案において監護親が DV・虐待や子の拒絶を主張しても、PAS/PA 言説に影響され、片親引き離しを目的としたものであろうとの先入観を持って斥ける傾向が、強まっている。

エ、しかしながら、第１に、ウォラースタインらの長期調査は、面会交流に始まる離婚後の両親の共同監護が、あまねく離婚後の子の適応を良好にするとは言えないことを示し、むしろ、少なくとも、裁判所命令により硬直的な面会を子に強いる場合や、DV の影響が面会交流によって持続されてしまう場合には、面会交流が子の利益を害するという強い懸念を表明している。

すなわち、ウォラースタインは「私が今言えるのは、すべての子供に共同監護を設定しようとするのは乱暴なやり方だということだけだ。法制度は、子供たちの利益を守ることを義務付けられているにもかかわらず、往々にして、かえって彼らの人生を困難なものにしてしまう。すべての子供に適合する方針を見つけることなど不可能であり、子供の個性を殺すことにもなりかねない。今必要なのは、面会の取り決めを決める前に子供たちが自分の要求や願望を主張できる制度だ。そして大人は、その取り決めを一貫して見守っていき、状況に応じて調整を加えていかねばならないのだ。」[13]と述べ、また「子供の願望や好み、その子が提示されている計画をどう思っているか、親から離れて過ごす時間をいかに望んでいるかなどは、ほとんど取沙汰されないのだ。」[14]と述べて、非監護親の面会等、子の監護への関わりを、裁判所が事案の特性を超えて推進することを、子に有害な「乱暴なやり方」として強く批判している。そして、子どもの声を聴き、非監護親との関わりの決定に反映させ、状況に応じて柔軟に調整していく必要性を強調している。

また「暴力にさらされている子供は特に脆い存在だ。しかし彼らは裁判所から守られていない。面会に関する裁判所命令や調停の取り決めは概して、両親の間にある暴力を無視している。多くの判事は、夫が妻は殴るが子供には手を出さない場合は、子供関連の命令にはこうした暴力性を考慮する必要はないと考えているのだ。こうした結論から、子供たちは、暴力は社会に容認されているという無言のメッセージを受け取る。従って、離婚は暴力の被害者である親は救えるかもしれないが、その目撃者である子供は救わないのだ。多くの研究で、暴力を目撃した子供は後遺

[13] ジュディス・ウォラースタインほか「それでも僕らは生きていく　離婚・親の愛を失った 25 年間の軌跡」326 頁（ＰＨＰ研究所、2001 年）

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

症に後々まで苦しみ、人間関係を築いたり、攻撃的な衝動を抑えたりする能力が欠如しているという結果が出ている。裁判所が真剣にこの問題に取り組まないと、悲惨な結果を招くことになる。」[15]と述べて、ＤＶ等家族間に暴力があった事案において、その影響を過小評価し、加害者との面会を命じることが、子どもの人格形成やその後の生涯に大きな苦しみをもたらすことを強く懸念している。

ウォラースタインはさらに、「18 歳になるまで、融通のきかない裁判所命令を押し付けられた子供たちは、それを強制する親を拒絶するようになるのだ。」[16]ということも述べている。人との交流という機微に委ねるべきことを、裁判所によって硬直的に強制されることで、子どもと親との関係を台無しにしてしまうことは、裁判所としても非監護親としても望むところではないはずである。

これらウォラースタインの懸念は、子に対する親の共同監護について述べているものであるが、面会交流は「子の監護のための適正な措置」の一つであるから、この子どもの利益についての強い懸念は、面会交流を考えるにあたっても当然当てはまるものである。

第２に、PAS は、前述の論文にも述べられているとおり、精神医学領域で科学的に確立されたものではない。そして、何よりも、この言説を採用することは、DV や虐待の事実を無視ないし軽視して、誤った事実認定を導き、現実的に子どもと家族を危険にさらす可能性がある。それゆえ、現在、アメリカにおいては、PAS 理論は科学的正当性と信頼性の観点からその証拠能力が否定され、ドイツにおいても、PAS 理論を司法判断に組み込むことについてはおよそ否定的な立場がとられているのである[17]。

また、PA というラベル付けも事案の個別具体的な検討を妨げる。子どもが父母の一方に対して恐怖心や不安、嫌悪や怒りを表す場合に、その背景には様々な要因があり、子ども自身の経験に基づいた自然な結果である可能性も十分にありうる。とりわけ DV や虐待事案においては、父母に対する子の意思に注意しつつ、子の抱える不安が子の経験した事実に基づくものか、子の親に関する認識形成において父母それぞれの役割はいかなるものであったか等を、注意深く事実調査する必要があ

---

[14] 同書 438 頁
[15] 同書 439 頁
[16] 同書 439 頁
[17] 佐々木健「ドイツ法における親子の交流と子の意思―PAS(片親疎外症候群)と子の福祉の観点から―」立命館法学 5･6 号 347 頁以下（2009 年）

る。

そもそも、子が面会を拒絶していると主張される事案においては、慎重かつ丁寧に事案を検討し、子が非監護親を拒否する背景にある原因・要因が解明された場合には、これを除去することこそがまず必要である。それにもかかわらず、拒否の原因を除去しないまま面会交流の実施についてのみ話し合っても、子と非監護親との間の葛藤が解消されることはない。特に DV や虐待は長期にわたって子に深刻な影響を及ぼす場合が多く、そのことが要因となって子が非監護親を拒否する場合も相当数ある。そのような場合には、少なくとも当分の間、面会交流を制限し、その深刻な影響からの子の回復を優先させるべきである。

ところが、実際の調停においては、子の拒否の要因が慎重に検討されているとはいえない。非監護親と子のこれまでの関係の実際を十分吟味しないまま、親子関係を維持する重要性のみを強調し、ときには監護親の主張する DV 等の要因でさえ軽視して、面会交流を実施する方向で監護親を一方的に「説得」する例すらあるが、このような対応は子の利益を害するものと言わざるを得ない。

４、争いのある面会交流事件において持つべき視点

（１）「子の監護のための適正な措置」を考える際に、最も優先して考慮すべきは「子の利益」である。そして、具体的な「子の利益」は個々の事案ごとに判断していくべきものであって、最初から「面会ありき」であってはならない。

ウォラースタインも指摘するように「すべての子どもに適合する方針を見つけることなど不可能」[18]なのであるから、争いのある事案においては、何が当該事案における「子の利益」なのかを、より具体的かつ慎重に検討する必要がある。すなわち、監護親が消極的であっても面会交流を行うことが「子の利益」に適う場合もあるが、監護親の消極的な反応が子の立場に立った相応の理由に根差し、あるいは従前の親子関係・人間関係に照らして無理からぬ理由に基づく場合もあり、面会が「子の利益」に適うか否かは一律に決められるものではなく、具体的な個々の事情によるべきものである。

面会交流について話し合いができないほど紛争性が高く、調整が困難な事案については、家庭裁判所は、「子の利益」の判断にあたって、面会ありきという立場ではなく、純粋に子の立場に立って、具体的に「子の利益になるかどうか」という観

[18] 同書 326 頁

点からこれを判断すべきである。現実の事案は、別居・離婚前の生活状況や親子の関係、別居・離婚に至る事情、別居・離婚後の生活状況や親子の関係、子の年齢・性格・考え方・成長の度合いなど、一つとして同じものはないし、一人として同じ子はいないのであるから、この点からも個別具体的に考えていく必要性は明らかである。

前述のとおり、面会交流は（誰かが持つ）実体的権利ではなく、子の監護に関する事項の一つとして、家庭裁判所により、子の利益を中心に、監護者の監護教育内容と調和する方法と形式において、裁量により適切に決定されるべき事項である。従って、実体的権利の確認や形成を行う司法作用において通常採用されている、いわゆる「要件事実的アプローチ」（一定の法律効果を発生させる事実を主張・立証すれば当該効果が発生することが原則であり、法律効果発生を阻害する例外事由を主張するのであれば、それを主張する者が例外を基礎づける事実を主張・立証し、立証できなければ裁判所は原則に従った判断をするという手法）によってその可否を判断するのではなく、中立的立場で丁寧に各事案をみていく必要がある。面会交流は原則として子の利益になるとして、親子であれば原則としてこれを認め、面会交流が子の利益にならないとする例外事由を基礎づける事情の主張・立証を、事実上、監護親に課し、それができなければ面会交流を命ずるというアプローチをとることは、「裁量により適切に決定されるべき」面会交流の法的性質とは整合しないと言わざるを得ない。

（２）子の利益を守るために具体的に考慮すべき事情

ア、子と家族の心身の安全

安全と安心は、人間の生活にとって最優先のニーズであり、それは子どもの面会を考える際においても同じである。面会交流によって、身体的に傷つけられないのは当然として、威迫や脅迫による心理的不安や、理不尽なストレスなどに悩まされないことも、子どもの心身の安全・安心を守る不可欠の要素である。そして、子どもは一人ではなく監護親と同居し、その監護を受け、守られつつ生活し、成長しているのであるから、監護親など家族の安全・安心も、子の安全・安心と切り離して考えることはできない。

そこで、少なくとも次のような事情は、面会交流が子にとって有害な影響を及ぼすこととなる要素として考慮すべきである。

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

① 子や監護親など家族への暴力・暴言・執拗な追及などのおそれ

面会交流をめぐりこのようなことが生じるリスクの有無・程度は、従前の親子・夫婦・家族関係に基づいて、丁寧に評価すべきである。

とりわけＤＶ事案においては、監護親や子ども自身が暴力の対象とされるだけでなく、「子どもを取り上げるぞ」と脅す、子どもの面前で監護親を非難・中傷・馬鹿にする、子どもを使って監護親を監視・攻撃する、子どもを利用して監護親に嫌がらせをするなど、「子どもを利用した暴力」[19]がしばしば用いられる。このような事態が面会交流の場面で再発すれば、監護親は再び身体的・精神的なＤＶ被害を受け、子どもも再びＤＶにさらされることになる。

そもそもＤＶにおいては、被害者が別れようとすればするほど、加害者の執着心や報復の危険が増し、あらゆる形態の暴力が続く傾向があり（別居しても危険は続く）、被害者は懸命に加害者との接触を断とうとする。そのような状況の中での面会交流は、ＤＶ継続のための絶好の接触の機会として加害者によって利用される危険がある。実際、ＤＶ加害者が被害者の居所・勤務先、子どもの転校先等を執拗に探しまわる例は少なくないのであって、そうなれば監護親と子どもは転居・転校・転職などを余儀なくされ、監護親と子どもの安全・安心、そして、生活の安定や平穏が著しく害されることになる。

面会交流の機会が、このような加害者の被害者に対する暴力・暴言・執拗な追及などを継続する機会になることがあってはならない。

② こころの傷の回復を阻害するおそれ

ＤＶや虐待は、直接その暴力の対象となった者はもちろん、その暴力にさらされた者をも深く傷つける。子ども自身が非監護親から虐待を受けた場合でなくても、非監護親の監護親に対するＤＶを目撃したことによって、子ども自身が深く傷ついている場合は少なくない。とりわけ、家庭・家族という子どもの生活の拠点で起こる暴力は、子どもから生存の保障、つまり監護親によって必要なときはいつでも守られるという基本的信頼感を奪い、損なう。その影響は、子の年齢に応じた発達段階に織り込まれ、子はその後の発達と人格形成が歪められるという不利益を被る。即ち、その子が成人後、楽天的で幸福な世界観や対人信頼感を持つことを困難にし、様々な精神症状（気分障害、うつ、不安障害、心的外傷後ストレス障害、解離性障

[19] Pence,E.,Paymer,M「暴力団性の教育プログラム：ドゥース・モデル」（誠信書房、2004）、L.Bancroft ほか「DV にさらされる子どもたち」第３章（金剛出版、2004）

害、境界性パーソナリティ障害、嗜癖（依存、濫用）、反社会的行動）に至る危険をもたらし、子を生涯にわたって苦しめる。子どもを暴力（身体的暴力だけではない）にさらすことは、子の一生を損なうような深い加害であることを認識する必要がある[20]。

子がこのようなダメージから回復するためには、子が監護親とともに加害者の脅威を離れ、安心を実感できる状況に身を置くこと、時間をかけて傷を癒すことが不可欠である。子も監護親も、恐怖によって受けた心の傷は、安心を実感した後でなければ他人に打ち明けることはできず、回復のスタートラインにつくこともできない。それにもかかわらず、監護親にその時間を与えず、若しくは、精神的にも改善に向かったところで拙速に非監護親と接触させることは、子と監護親から安全・安心な生活を奪い、再び緊張と不安を強いることとなり、精神的ダメージからの回復をとん挫させる懸念がある。

さらに、ＤＶ・虐待の被害者は、精神的にも不安定な状態が長く続くことがあり、加害者と接触する可能性を想起するだけで、過去の被害を思いだし、フラッシュバックを起こし、激しく動揺する者もいる。監護親が営む家庭が子の発達の「安全基地」であり生活の拠り所であることからすれば、監護親が情緒的にも安定して健康な生活を営むことは、子にとって最も重要な安全・安心の源である。それにもかかわらず、監護親に対して恐怖の原因となった加害者と接触させもしくは接触を促すことは、子も監護親（被害者）も安全・安心を実感することができないこととなり、回復を阻害するリスクとなる。

事例　精神的ＤＶがあった事例で、別居後も、非監護親は監護親に内緒で子（１０歳）に度々連絡を取り、監護親や親族の悪口を吹き込んでいた。どんどん反抗的になる子の様子を心配した監護親が子を小児精神科医に受診させたところ、「自閉症とＡＤＨＤが疑われるため非監護親との面会は控えるべき」との意見が出され、医師はその旨の意見書も作成した。監護親はこの意見書を裁判所に提出したが、非監護親は直接面会に固執し、調査官も「子が不安定なのは非監護親に会わせない監護親への怒りが原因」と決め付け、繰り返し直接の面会交流に応じるよう監護親を説得し、監護親はや

[20] 友田明美「癒されない傷～児童虐待と傷ついていく脳」（診断と治療社）15 頁以下（2011 年）

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

むを得ず面会を認めた。その後、面会が実施されるようになったが、子の不安定な言動はおさまらない。

事例　子（１０歳）は、非監護親が監護親を高圧的に怒鳴りつける様子を繰り返し目撃しており、監護親から無理やり引き離されて非監護親の実家に連れ去られたこともあったため、別居後は、外出時に顔を隠したり、非監護親の車と似た車を見るだけで隠れるなど、強い恐怖を表していた。しかし、調査官や調停委員はそのような子の心情に配慮することなく、監護親に対し「非監護親は謝罪して涙ぐんでいた」などと面会を強く勧めた。

イ、安定的な監護環境の維持

子どもは、監護親との安定的な愛着関係を「安全基地」として確保することにより、探索や挑戦など発達につながる活動を重ね、その世界を広げることができる。従って、監護親との安定的な関係を基軸とする監護環境を維持することは、子どもの生存と発達にとって重要である。

そこで、少なくとも次のような事情は、面会交流が子にとって有害な影響を及ぼす要素として考慮されるべきである。

① 監護親と子どもの関係を損ねるおそれ

監護親が子にとって「安全基地」であるためには、子にとって、監護親が安定し・信頼でき・頼りがいのある大人でなければならない。監護親はそのような子との関係を基礎に、子と家族に合った監護方針のもと、日々の監護を通じて、子の生存と発達を促すことができる。ところが、非監護親が、監護親の監護方針を無視して子に放縦を許したり、子の前で監護親の監護方針を批判し、傷つけ貶めるなどの言動をとれば、子は混乱し、監護親への安定感・信頼感・頼りがいなどがゆらいでしまう。また、監護親の監護方針も一貫性を失うなどのおそれが生じることで、子の監護の質が低下してしまう。

この点は、前記最高裁調査官も「面接交渉の内容は監護者の監護教育内容と調和する方法と形式において決定されるべきものであ（る）」と指摘している[21]とおりである。監護者が日頃行う監護教育こそ、子の生命や健康、安定した発達を支える基盤であることに照らせば、面会交流の実施が、監護者の監護教育と調和を守ってなされることは、「子の利益」の中核をなす重要な利益である。

[21] 脚注４

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

② 面会をめぐる父母間の不和と葛藤を長期にわたって持続させるおそれ

暴力が伴う場合だけでなく、たとえ暴力がなくても、父母間の不和・葛藤が子の適応に有害であることは、多くの研究で知られている[22]。親同士の争いが頻繁で激しければ、子の心理的困難は増し、親による監護の質など親子関係の質も低下するというのである。

監護親と非監護親との間に不信と葛藤が強く、様々な調整を試みたとしてもなお、接点を持つことが新たな紛争になるような場合に、両者に子の面会をめぐる接触と協働を命じることは、従前の不信と葛藤に「面会交流」という新たな火種を投げ込むことにほかならない。しかし、父母の不信と葛藤は、少なくとも子の責任ではないから、それに由来する困難や不利益を子に負わせてよいはずがない。面会交流によって、父母の不和葛藤がさらに継続することによる「子の不利益」は、子の観点で具体的に考慮されるべきである。

ウ、子の意思・心情

現在の家裁実務では、子どもが面会を希望している場合には、その意思の実現に協力するのが監護親の責務であると強調される。他方、子が面会を嫌がっている場合には「それが子どもの本心かどうかわからない、親が面会を嫌がっているから子どもも嫌だと言っているのではないか」「幼い子どもがよく理解せずに嫌と言っているだけで、親が説得すれば会いたいはずだ」などとして、子ども自身が納得しないまま面会を命じられる例も少なくない。

しかし、子は面会の主体である。その子が面会を少なくとも「拒絶していないこと」は、子の利益のための面会交流となるための重要な要素である。

もっとも、表明された意思が子の本当の意思を反映したものかどうか疑わしい事案もあるだろうし、虐待加害者に対する「外傷性の絆」[23]（意図的な虐待、なかで

---

[22] E.M.Cummings ら「家族の怒りと愛情の表現へ幼児の反応」（1981 年）、J.M.Jenkins ら「夫婦の不和と子どもの問題行動」（1991 年）、D.M.Fergusson ら「家族の変化、親の不和と早期の触法行為」（1992 年）.

[23] ランディ・バンクロフト他「ＤＶにさらされる子どもたち～加害者としての親が家族機能に及ぼす影響」金剛出版（2004 年）より。「意図的な虐待、なかでも脅しと優しさが交互に現れる虐待は、きわめて強力かつ不健全な絆を形成し、被害者の加害者への強い依存を助長することがある。これは虐待関連のトラウマにみられる一般的な反応である。暴力を目撃しているうちに、子どもは加害者と密接な関係を保てば自分の身が相対的に安全であることに気づく。加害者の側に立つことで、ときとして著しい心理的葛藤を覚え、母親に対する加害者の歪んだ見方に同化する

も脅しと優しさが交互に現れる虐待は、加害者と被害者である子の間にきわめて強力かつ不健全な絆を形成し、子の加害者への強い依存を助長することがあるとされ、これは虐待関連のトラウマに一般的にみられる反応である。この場合、子どもは虐待する加害者の意向に敏感になり、自分の身を守るために加害者の意向に沿う意思表示をすることすらある）として子の安全の観点から留意しなければならないものもある。

いずれの場合も、子の表明した意思が、別居・離婚前の生活状況や親子の関係、別居・離婚に至る事情、別居・離婚後の生活状況や親子の関係、子の年齢・性格・考え方などの丁寧な観察からうかがえる親子関係の内実から乖離していると疑われる事案では、子の置かれた客観的状況を十分に考慮し、子の真意を慎重に判断する必要がある。

そもそも、子の意思はどうであれ、「会うのが良いのだ」「今は嫌であっても、我慢して会い続ければ、子はいずれば良かったと思うものだ」という考え方が、少なくとも、すべての事案に当てはまるとする科学的根拠はない。現状の一部の実務の在り方は、望まない面会を納得していない子に強制する結果となっており（監護親に対し子をして面会させるように義務付けることは、子が拒否する場合にも、監護親を介して子に面会を強制することになる）、そのような面会は「子の利益」に反すると言わざるをえない。

子は独立した人格を持つ存在であり、自らの意思を有し、その時々において、自分に関わる他者に対し、その子なりの経験に基づく心情や意思を表明する。そのような子の声に謙虚に耳を傾けることが、「子の利益」を守るうえでまず必要なことである。

そのためには、子の意思や心情をしっかり聴き、感じ取ることが不可欠であるが、司法手続きにおいて子の内面をアセスメントする歴史と経験は十分とは言い難く、先行する専門分野（児童心理や発達学、保育・教育学など）の蓄積に学ぶ必要がある。

エ、経済的な子の生存の保障

ことによって葛藤を緩和しようとする。その結果、子と被害者との関係は大きく損なわれ、重大な影響が生じる。加害者との間に外傷性の絆が生じると、子どもは虐待する大人の要求や欲望、感情の起伏にますます敏感になり、自分の身の安全を守るために精一杯の努力をすることになる」

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

母子家庭の経済的困窮の緩和をはかり、子の生存の基盤を確保することは、面会交流を検討する際の前提として必要なことである。

離婚の際に母親が親権者となる割合は高く、離婚後は多くが母子家庭になる。しかし、母子家庭の貧困は非常に深刻である。母子世帯の母自身の２０１０年（平成２２年）の平均年間収入は ２２３万円、母自身の平均年間就労収入は１８１万円、母子世帯の平均年間収入（平均世帯人員 3.42 人）は ２９１万円にすぎず[24]、相対的貧困率は５割に達する。ＤＶ被害者についてみれば、２００６年（平成１８年）には３分の２が月額１５万円未満（養育費や社会保障給付を含む）で生活しており[25]、貧困度は突出している。その背景には、低賃金のうえに継続就労の保障もないパートや派遣労働に就く者が過半数を占めること、養育費の取り決め率が低くかつ不履行が常態化していること、児童手当など社会保障給付も低額にとどまること、ＤＶや虐待の被害女性は離婚時に正当な慰謝料や財産分与の獲得をあきらめる場合が多いこと、母子世帯の過半数が賃料負担のある住宅に住んでいること等の事情がある。母子家庭が日常生活や教育のために使用できる費用は限られ、特に子の教育費の負担は重く、経済的不安は非常に大きい。

このような状況の中で、婚姻費用や養育費は母子とりわけ子どもの生存と発達に不可欠な費用であって、本来、如何なる場合も支払われなければならない。争いのある面会交流や離婚の調停においても、まずは婚姻費用や養育費の合意と実際の支払いを促す必要がある。

これに対し、争いのある面会交流事件においては、既に述べたように、面会ありきではなく、子や監護親の安全・安心や監護環境の維持、子の意思や心情の評価と検討など、様々な事情を個々具体的に検討する必要がある。

従って、非監護親が婚姻費用や養育費の継続した支払いを怠っていることは、子の利益を損なう事情として考慮されるべきであるし、逆に、非監護親がこれらの支払いを継続して履行していることのみをもって、面会交流を促すべきではない。

５、監護裁判の課題―関係諸科学の研究成果の活用

監護の裁判は、子の養育監護の現在の評価や将来に向けた枠組みの設定を内容とするもので、人間の発達や社会性に関する深い専門的知識と理解に根ざした事実の

[24] 厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」結果
[25] 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査

※本報告書は，本シンポジウムの開催にあたって両性の平等に関する委員会第３部会での研究成果を取りまとめたものであり，当連合会の正式な見解ではありません。

認定と吟味を必要とするものである。しかし、法曹養成課程（教育）には、そのような素養を培うカリキュラムはなく、臨床的に通用する専門知識や経験を有する法律家は少ない。また、家庭裁判所に申し立てられる面会交流事件の数は近年急激に増加しているが[26]、それにもかかわらず、家庭裁判所の人的物的体制の量的拡充は十分と言えない。子の心理や養育環境等の事実調査にあたる調査官についていえば、法学部出身者が増え、平成１６年には家裁調査官研修所が裁判所書記官研修所と統合されるなど、専門性が十分に培われる体制が整備されているとは言い難い。

こうした状況のもとで、司法（裁判所関係者や弁護士）だけが、当事者間に争いのある監護をめぐる問題について、子の福祉と最善の利益を確保するための枠組みの設定を行う役割を担うことには、大きな限界がある。抜本的な対策の検討が今後必要であるが、当面、次のような方策が考えられる。

① 国は、子の監護に関する紛争解決に役立てることを目的に、子の福祉を守る観点から、心理学・発達社会学等の関係諸科学の専門家の協力を得て、DV や虐待の家族機能への影響など紛争を抱える家族の子どもへの影響を、総合的に調査すること

② 裁判所や弁護士会は、①の調査をもとに、裁判官・調査官・調停委員、弁護士など司法関係者の研修・研鑽に努めること

③ 裁判所及び弁護士は、面会交流の具体的事案において、外部の専門知識や経験の力も借りて、科学的知見に基づき、子自身ならびに監護親の心身の安全、子の意思・心情、子の監護されている環境の保持などを十分検討するよう徹底すること。そのために裁判所は、子に関わる裁判を行うに当たっては、幼稚園保育所・学校・病院・児童相談所その他子の発達を支援する組織や機関と必要な情報交換を行い、子の実情に即した紛争解決に努め、裁判後の子の福祉の実現につなげること

④ 国は、裁判後の子の適応に関する社会的調査を実施すること（実務で用いられる評価や経験則が子の福祉に合致しているかどうかを検証すること）

以　上

」（平成 19 年）

[26] 家裁月報 65 巻１号によれば、子の監護に関する処分を求める事件の新受け事件数は、審判が 2002 年 2708 件から 2011 年 7502 件に、調停が 2002 年 19112 件から 2011 年 28955 件に、大幅に増加している。夫婦関係調整調停事件（同居調停も含む）の新受け事件数は、2002 年 61001 件から 2011 年 53625 件とやや減少したが、その中には親権や監護権、養育費、面会交流などをめぐる紛争が相当数含まれていると考えられる。

資料3

ジョアン S．マイヤー氏（ジョージワシントン大学教授）講演抄録
「子の監護裁判における『引き離し』と虐待：アメリカの経験」

１　「引き離し」という言葉の意味

本日は，ＰＡＳ（片親引き離し症候群）とＰＡ（片親引き離し）についてお話します。本題に入る前に，「引き離し」（alienation）という言葉の意味について確認します。

欧米では，”alienation”とはＰＡＳ・ＰＡとの関連では心理的な「引き離し」を意味する用語として用いられています。今日の講演の中でＰＡＳ・ＰＡあるいは「引き離し」に言及する時には，当事者である子どもがおかれた心理的な状態，あるいは，その親の実際の行動に注目します。

このような「引き離し」について具体的に説明する前に，まず，歴史的な背景の概略を説明します。

２　離婚する父母は互いを非難し合いがちだということ

第一に，親が離婚する際には，互いに関して怒り心頭の状態であることが多く，子どもの前でもお互いを非難し合う，あるいは，子どもに直接，相手方についての中傷を言う場合がよくあります。この点に関しては，皆様の中にも異論のある方はほとんどおられないでしょう。

これまで，私自身，あるいは私のような分野を専門としている同僚の経験からみれば，親がもう一方の親の品位を汚すような発言をしたとしても，判事も裁判所もそれほど関心を寄せてこなかったという経緯があります。ところがその後，ＰＡＳやＰＡの言説が発明された途端に，判事や裁判官たちは親の発言に関心を寄せるようになりました。

３　ＰＡＳ・ＰＡの出現後，離婚裁判で親同士の中傷が注目されるようになった

以前と比べて，親が互いの悪口を言い合うことそのものは変わっていないにもかかわらず，ＰＡＳ・ＰＡが出現して以来，裁判所の対応は豹変し，突如，親の言動が重要なこととして扱われるようになりました。

ＰＡＳ・ＰＡ（片親引き離し説）が，何故このように大きな関心を集めるようになったのでしょうか。その唯一の理由は，虐待の主張を撃退する強力な手段として活用されるようになったからなのです。これは，ＰＡという考えの影響力の重大性を考える上で，非常に大切な事実です。

４　ＰＡＳ－ガードナーによる定義，ＰＡＳ言説

次に，ＰＡＳ（片親引き離し症候群）について説明します。

この概念は，Ｒ．ガードナーが提唱したもので，彼の定義によれば，離婚に至り復讐心に満ちた母親が，前夫を罰するために，虐待という作り話をでっちあげ，それを監護裁判で申立てて，強力な武器として活用する，それによって，自分に監護権を獲得するように仕向けるということです。

ガードナーは，母親は，父親に対する，いわゆる「誹謗キャンペーン」，あるいは中傷に子ども

を巻き込むのだと主張しました。つまり，母親は，子どもを洗脳し，父親について事実に反することを子どもに信じ込ませるというのです。ガードナーは，母親のでっち上げに加え，子ども自身もさらに作り話を加えようになるということも言いました。

また，ガードナーは，このようなでっち上げをする母親たち全員が，悪意を持って意図的にしているわけではなく，ＰＡＳという精神病のせいで混乱し事実がわからなくなっているためにしている場合もあると主張しました。

５　ＰＡＳには科学的な根拠はない

みなさんは，母親に関して，悪意であるとか，あるいは，病気にかかっているというような，きわめて強い主張をしているのだから，科学的な根拠に基づいた論説なのであろうと思われるかもしれません。

しかし，実際には，ガードナーは「ＰＡＳ」についての調査研究を行ったのではありませんでした。すべては，彼の頭の中で作り上げられた言説でしかないのです。にもかかわらず，あたかも，事実に基づいた言説のように聞こえてしまいました。なぜならば，ガードナーは，「自分が関わった監護裁判の事案の９割が該当する」と数字を交えて自説を展開したからです。

ガードナーは, 子どもへの性虐待の主張が非常に蔓延しており, 監護裁判のほとんどにおいて, そういった申立てが母親によってされていると主張しました。ガードナーは，監護裁判における性的虐待の主張の大半は母親の嘘・でっちあげだということも述べています。

しかし，もう一つ重要な点は，子どもへの性的虐待が事実であった場合，つまり子どもの別居親に対する敵意を説明する虐待が存在する場合には，ＰＡＳは当てはまらないとガードナー自身も述べていることです。

６　ＰＡＳ言説が急速に浸透した土壌

ではなぜ，ガードナーのＰＡＳ言説が，これほど広く信じ込まれてしまったのでしょうか，それには複数の理由があります。

(1) 両親が共同で子育てをすることをよしとする家庭裁判所が頻繁な虐待主張に直面して受けたショック

まず, 判事や家庭裁判所は, あまりにも頻繁に, 虐待の訴えを聞かされることに非常に辟易し, 大きなショックを受けていました。つまり，判事や裁判官たちは，監護裁判では通常は虐待など関与しないだろうと想定しているのに，実際にはあまりに頻繁に虐待の訴えを聞かなければなりませんでした。

加えて，子どもへの性的虐待は，誰にとっても，聞くのが嫌な事象ですし，信じたくない，信じるのが極めて難しい，背を向けたい事象であります。

アメリカでは，制度的に共同監護と「フレンドリー・ペアレント」が優先され，子ども虐待への対応が困難になりがちです。家庭裁判所は，一般に，虐待，とくに子ども虐待の主張については，なるべく距離を置きたいと考えています。また，子ども虐待とともに，ＤＶに関しても同様

のことが言えます。

共同監護の考え方について補足するならば，とくに，アメリカの家庭裁判制度では，子どもの人生に両方の親をずっと関与させるということを重視しています。そして，両親の相互の協力が子どもの成長に資するということを強調しています。

つまり，裁判所側としては，子どもとの関わりにおいては，両親は別離後もなんとかうまくやっていってほしいと願っているときに，母親が出てきて，父親が子どもを虐待している，父親が安全な人物ではないと申し立てると，裁判所側の仕事は難航してしまいます。ですから，父親を子どもに近付けないような申立てを母親にしてほしくないわけです。

(2) 女性というのは復讐心に満ちているという偏見

また，ガードナーが述べたような，非常に残虐で，極端に聞こえるような母親の例も，まれなわけではないと裁判所側としては思うわけです。つまり，ガードナーが，女性というのは，復讐心に満ちていて，怒りでもって復讐しようとするのだと言えば，多くの人たちがそれを信じてしまいがちで，それが裁判の場面で，性差によるステレオタイプ的なレッテル貼りになっていきます。

(3) 子ども虐待の調査で判明したこと

ここまでは，裁判所をめぐる文化的な文脈について説明しました。それでは，事実はどうなのでしょうか。

少し前に，カナダで全国規模の調査研究が行なわれました。これは，１２の裁判管轄区での９０００件の監護裁判を対象とした調査でした。ガードナーの主張に反して，子どもへの性的虐待が主張された事案は，９０００件のうちわずか２％でした。そして，その訴えの大半が，監護評定者，虐待評価人，福祉専門家によって，根拠のあるものとされています。悪意でもって虚偽の申立てが行われたのは，きわめて微少で，１４％に留まっていました。

このカナダでの調査結果からはさらに興味深い事実も判明しました。悪意でもって虐待申立てを積極的に行ったのは，母親や子どもではなかったということです。

監護裁判での子ども虐待の申立てのうち，悪意によるねつ造と判断されたのは１２％にとどまっていました。子ども虐待ねつ造は，非監護親である父親によるものが４３％と最多であり，監護親である母親や子どもによるものは１４％でした。父親に対し虐待の申立てを母が捏造したと判断されたケースは，３０８件中２件のみでした。

(4) ＰＡＳは科学的根拠に基づかないと理解されてきていること

ガードナーが主張するＰＡＳが科学的な根拠に基づいているかということについて，アメリカではずっと議論が続いてきました。そして，最近の５年で，ＰＡＳは科学的根拠に基づかない，ということが大方，普遍的に理解されるところになってきました。

例えば，少年・家庭裁判所裁判官全米協議会（NCJFCJ）は２００６年の『監護判定ガイドライン』で，「『片親引き離し症候群・ＰＡＳ』の存在を断定しているリチャード・ガードナーの説は，

研究者コミュニティでは誤りだとして拒絶されている」としています。

７　ＰＡ（片親引き離し）

次に，ＰＡ，親の「引き離し」についてお話します。

すでにご説明したように，ＰＡＳは，もはやそれほど重要視されなくなってきましたが，ＰＡは，あたかも，今までのＰＡＳと同等な形でかなり活用されております。

ですので，この分野を専門としている心理学者の間では，ＰＡＳについては根拠がないかもしれないけれども，ＰＡは有効であるという考え方が広まっています。

ＰＡについて，ジョンストンは最も権威ある研究者といわれているのですけれども，彼女の定義によりますと，引き離された子どもというのは無制限かつ執拗に，一方の親に対する論拠の無い否定的な感情や思いを表明するが，そうした感情や思いは，その子が実際にその親から経験したことが無いようなことに基づいているとされます。

「引き離し」の専門家たちは，その母親だけを原因とみるのではなく，なぜ，子どもに，こういった「引き離し」現象がおきるのか，その複数の理由に注目しています。そのため，理論としては，ＰＡはＰＡＳよりは合理性が高いといえます。

８　ＰＡの裁判実務での使われ方

しかし，裁判実務においては，ＰＡは，裁判所によって，ＰＡＳと同じように活用されてしまっています。つまり，そのＰＡの裁判における活用のされ方は，その母親が対象になった場合に，母親がＰＡだという判断されれば，その母親は悪い親であるというレッテルが貼られます。

さきほどの日本の事例紹介でもあったように，ＰＡは，子どもが何か述べても，あたかも何も無かったように，無視していく手段として活用されています。

実際に，私は，先程の，１件目の事例説明を聞いておりまして，本当にショックを受けました。私自身が弁護に携わったワシントンＤ．Ｃ．での裁判とほとんど特徴が一致しており，子どもの父親に対する敵対心が全面的に母親のせいにされてしまい，なぜ子どもが相手（父親）に対してそれほど敵対心を持つかという母親側からの主張に対しては，裁判では一切耳が貸されていなかったという状況でした。

９　ＰＡを根拠づける調査

ＰＡが，裁判所で，いかに虐待の事実を否定する手段として活用されているか，そして，子どもの発言を無視し，また，母親の虐待の主張を無視するために活用されているかというお話をしたところですけれども，では，実際に，「引き離し」に関して，どういったような調査研究が行われているのでしょうか。

ここで紹介する調査研究は，ジョンストンのように，ＰＡを大いに支持している人たちが主体になって行なわれたものであります。

ですので，その研究結果－ＰＡの主導者たちが行った調査結果によって，「引き離し」が，実はそれほど深刻な問題ではないという結論が出ているということは，そうであろうと我々も真剣に

それを受け止めているのです。

(1) 親の「引き離し」行為を受けても，ほとんどの子は「引き離し」されないこと

冒頭で申し上げたように,「引き離し」という言葉は二つの意味あいを持って用いられています。ある時は，子どもの心情を描写する言葉として使われ，またある時は，親の振舞いを指す言葉としても使われています。

２００５年のジョンストン等による調査結果は, 次のことを示しています。離婚時に親たちは, お互いに対し相手の品位を貶めるような誹謗中傷を子どもの前で繰り広げます。こうした状況下で，親による「引き離し」行動は一般的ですが，実際に引き離された子どもはまれです。この調査によれば，双方の親が「引き離し」行動をしても，実際に「引き離された」子どもは，５人に１人にとどまっていました。その中で，重度の引き離しは６％だけでした。

(2) 子の「引き離し」状態－嫌われた親自身の言動によることもあること

また，もう一つ，決して忘れてはならない重要な事実は,「引き離し」の原因が，多くあるということであります。その中で，とりわけ頻繁に原因にのぼるのが，子どもが嫌っている方の親の振る舞いであるということです。

(3) 母親による虐待主張をＰＡを用いて虚偽と処理することを正当化しうる調査結果は存在しないこと

ですので，今，裁判所におきましては，母親が虚偽の主張をして，虐待について申立てをしているのだということを立証する，支持する手段として活用されているんですけれども，そういったことを正当化する根拠は，この研究調査によって一切見つかっていないということです。

(4) 「引き離し」をしがちな親は，ＤＶ虐待被害を受けた女性ではなく，ＤＶ加害者の方であること

引き離しに帰結するさまざまな要因について，ジョンストンはリストアップしておりますけれども，その中に虐待は含まれていません。

彼女の結論によれば，そのＤＶを受けた，暴力被害を受けた女性とそうでない女性を比べて，被害を受けている女性の方が，引き離し行為をしがちであるということは，全く認められていないということです。

ところが逆に，暴力加害者である父親は，暴力加害者でない父親に比べると，引き離す傾向が強いということです。

この結論というのは，我々が，今まで得た，暴力行為に関する知見とも一致します。つまり，暴力の加害者となるような人物は, そういったような振舞いをする目的として, 相手方, つまり, 妻の力を縮小しようとする，母親としてのパワーをなくそうとするために行っているという知見と一致しています。

１０　監護裁判の担当判事が暴力加害者について，知り，考慮すべきこと

さらに，我々が考えなければならないことは，監護裁判における暴力加害者について，どこまで我々として分析できているかということです。

なぜならば，監護裁判で，その判事が監護権についての判断を下す際に，引き離しと虐待と両方が主張されているときにどちらの方が重要な問題であるか，あるいは，どちらの方が被害を及ぼすか，ということをベースに考えなくてはならないからです。

ですので，私は，判事を対象とした研修・トレーニングを行う際に，彼らに対し，次のように言います。判事は，虐待というのは通常の行為ではない，珍しいことだというふうに思うかもしれないけれども，監護裁判においては，珍しいことでない，よくあることなのだと。

監護裁判で頻繁に虐待が申立てられるにはいくつかの理由があります。まず，そもそも，虐待が行われている場合には，それが，別れる，あるいは離婚するということの引き金となることがしばしばあるからです。

また，例えば，妻を虐待する夫がいる家庭では，その子どもたちのうち，４割から６割は，虐待の対象になっていることも明らかになっています。さらに虐待者は，監護裁判を利用することによって，さらに，相手方を困らせようとするということもわかっております。

虐待と同様に，子ども虐待，子どもへの性的虐待，近親姦は，非常に高い相関関係にあります。

実際に，子どもが，直接その虐待の対象になっていなかったとしても，先程の日本の事例紹介でもあった通り，母親が虐待されている現場を目撃するだけで，子どもにとっては，深刻なトラウマになります。

これは，なかなかアメリカの判事には理解してもらえないのですが，子どもは，保護者，養育親に対して依存しているわけですので，自分が頼りにする保護者が脆弱であるということになりますと，その子どもにとっての安全な場所がなくなってしまいます。

もう一つ，なかなかアメリカの判事が理解していない点ですけれども，別居によって，虐待が終わるわけではないということ，むしろ，別離によって，虐待はさらに増すということです。

加えて，別離後は，虐待加害者は，殺人に至らなかったとしても，もはや直接以前のように妻に対して，つまり子どもの母親に対して，虐待行為を出来なくなったから，間接的にその母親を虐待する手段として，その対象を子どもに移すということがしばしばあります。

１１　「引き離し」のレッテルを貼ることで生じるリスク

「引き離し」のレッテルを貼ることによって，本当の虐待を見失ってしまう虞もでてきます。

一旦，母親が引き離しを行っているというレッテル貼りが行われますと，感情的な虐待を行っているのは母親である，というふうに，母親の方にフォーカスが行ってしまいます。子どもたちに対して，父親とともに過ごすように，あるいは，父親に対して愛情を持つようにということを母親が教えないことは，子どもたちを感情的に虐待するものだ，情緒的な虐待をしているのだと考えるわけです。

裁判の事実認定ではどちらの方向にも誤認の可能性がありますが，どちらの方向がより重大かは裁判所が判断しなければいけないことです。

本当に虐待があるのに，裁判所がそれを信じないで，母親が「引き離し」をしていると誤認した場合には，虐待を行っている親のもとに子どもたちを送ってしまうという危険が生じます。

また，逆に，「引き離し」が本当に行なわれていて，そして虚偽の虐待だという申立てがあり，裁判所が虐待があると誤認した場合には，「引き離し」をしている親のもとに子どもを留めてしまうということになります。

どちらの危険の方が，子どもにとって，より有害でしょうか。

１２　逆転裁判の研究

私の同僚で，アメリカ人の研究者ジョイ・シルバーグが行った最近の研究結果について，ここで皆さんにお伝えすることができ，とてもうれしく思います。この研究は，私のグループとジョイ・シルバーグのグループとが共同で，連邦政府からの研究助成を得て行われました。

ジョイ・シルバーグが行った研究の内容ですけれども，逆転裁判が出たケースについて集めています。この逆転裁判のケースというのは，第１審で裁判官が，虐待の申立てを受けた親と監視無しで面会交流を子どもが行うよう命じたもので，控訴審の裁判官は，その決定を逆転させて子どもに保護を与えたというものです。

つまり，第１審で子どもを保護しない過ちをおかしたということを裁判所自ら認めたケースについての研究です。

まだ，研究の結果というのは暫定的なものですけれども，これまで，シルバーグが研究してわかったことは，子どもが保護されなかった主な理由は，片親「引き離し」のレッテル貼りが行われていたためであるということです。

先程もお伝えしましたように，ＰＡがあったというレッテル貼りをしたために，虐待を見逃してしまったということです。

このケースの大半で，虐待者に対しての面会交流を行うように推奨したのは，裁判所が任命した監護評定者です。日本では，調査官と読んでいると思いますけれども，裁判結果は，評定者の推奨によるものです。

こういった形での逆転裁判というものは，なかなか出ないものです。通常，一旦，母親が「引き離し」を行っているというレッテル貼りが行われてしまいますと，裁判所は母親にも子どもの主張にも耳を傾けなくなるからです。

したがって，まれなことですけれども，逆転裁判が出たケースについての研究です。で，この逆転裁判のきっかけとなったのが，多くの場合，子どもたち自身の努力です。

１３　裁判における虐待主張と「引き離し」の主張への対応

こういった研究内容を見ても，これまでの経験からも，引き離しを行っているというレッテル貼りはとても危険なことだということができます。子どもたちをしばしば危険な事態にさらしてしまうからです。

したがって，裁判所，それから法律専門家が，「引き離し」について，どのように考えるべきかということについて，私なりの提案をします。

私の提案は，ＤＶの分野を専門としている私の友人たち，それから，「引き離し」を専門としている友人たちからも，あまりよく思われていません。

というのも，ＤＶを専門とする人たちは，「引き離し」とは，そもそも存在しない，それは全くの嘘だ，と主張しています。これに対して，「引き離し」説を主張する人たちは，虐待というのは，虚偽である場合がしばしばあって，あまりにも虐待について懸念をしすぎるべきではない，と主張しています。

しかし私が申し上げたいのは，この両方の言い分が部分的にどちらも正しかった場合にどうなるのか，ということです。本当は，虐待があるのにそれを信じないリスクがあるのではないかということです。

(1) 前提

そこで，私は，まず，子どもが一方の親に距離を感じるというのは，まれなことではない，ありえることだ，ということを申し上げたいと思います。これは，特に，離婚でよくみられることです。誰かの責任によってではなく，離婚という現象に伴う一般的な反応として見られるということです。

私の二つめの前提は，裁判所というのは，全てを正すことはできない，場合によっては，重大な害をもたらすことがありえるというものです。

裁判所は，人間関係を解決できることを願っているかもしれませんが，当事者の関係を修復することができるわけではありません。他方で，主たる養育親，子どもが最も強いきずなを結んでいる親から，そうではない方の親に，子どもを引渡す決定をすることによって，裁判所が子どもに大きな害をもたらす可能性があるというものです。

また，虐待をする親のもとに子どもを送り養育させることによっても，当然ながら，裁判所は害をもたらすことが起こりえます。

(2) 判断の順序－まず，虐待の有無を判断すること

したがって，私の提案は，まず裁判所がするべきことは，虐待があるのかないのかということを，最初に確定するべきだということです。

この際には，「引き離し」ということは，一切考えず，虐待があるのかないのか，ということを，その実体に基づいて，認定をするべきだというふうに考えています。

もし，虐待があるのであれば，「引き離し」を考慮する必要はない。それは，もともとガードナーらも主張していることです。つまり，虐待があるなら，子どもが片方の親と距離を置こうとするのは当然理解できるということであって，母親が，子どもをそう仕向けているのだと考える必要はまったくなくなるということです。

しかしながら，慎重に虐待の有無を検討した結果，虐待がなかったということであれば，そのあとは，通常，家庭裁判所で検討することを，「引き離し」を含めて検討する，そういう順序で進めばよいという提案です。

(3) 虐待問題の本物の専門家

これを行うために必要なのは，虐待の専門家です，単に児童発達の専門家ではなくて，その分野の専門家，虐待の専門家，が関わらなければなりません。

また，それに加えて，裁判官，それから法曹のＤＶ，子どもの虐待についての専門知識が必要だと思います。

アメリカの家庭裁判所というのは, 虐待を取り上げることに非常に抵抗をしますので, 監護権, それから，虐待について，専門に取り上げる専門裁判所を設置するべきだという提案を行っているところです。

ここでＤＶについての専門知識というのは，単にＤＶについての基本知識があればよいというだけではなくて，ＤＶ，それから子どもに対する虐待のすべての分野の専門知識がなければなりません。例えば，ＤＶが子どもに対しても影響を及ぼす，それから，そういった虐待者というのが裁判所を使っても，母親に対しての虐待を行うといったような細かいさまざまな分野の専門知識も必要になります。

(4) 「引き離し」に目を奪われない

また，仮に，虐待が無かったとしても,「引き離し」について考えるときは，唯一，子どもが引き離されている場合，片方の親に対して，子どもが敵対的な態度を取っている場合のみ，引き離しについて考えるべきだという提案です。この「引き離し」というのは，子どもの心の在り方についてのことですから，子どもが父親に対してオープンな態度を取っている場合には，引き離しについて，考える必要がないからです。

また，仮に，しかるべき理由が無いのに，子どもが敵対的な行動を取っている，あるいは恐怖感を示しているという場合にも，母親を責めるのではなく，まず，子どもをそういう行動に至らせた母親側の行動があったのかどうか，ということを見なければなりません。

これは，私の先程の前提にも関連しています。つまり，裁判所，それから鑑定者というのは，子どもの感情，心について，完全に理解することはできないということです。理由は分からないけれど，子どもが不安を感じている，あるいは，怒りを感じているという時に，母親が洗脳してしまったと思い込んではいけない，ということです。

とくに，子どもが一方の親に対し恐怖感を示しているような場合には，その恐怖感を軽視することはしてはならない, 何かその恐怖感につながるような怯える経験を子どもがしたのかどうか, そうではなかったと確実に言えるまでは，軽視してはならないということです。

私の経験では，裁判所というのは，子どもの意図がなかなか理解できない所で，子どもが何に怯えているのかというのが理解できていません。母親が子どもの面前でののしられている，あるいは，暴力を受けている，それが子どもの怯えにつながっているのだ，というようなことが，なかなか裁判所には理解できません。

１４　監護評定者のバイアス－二通りの傾向

締めくくる前に，最近のもう一つの研究結果について，これは公表されており，また連邦政府

の助成を，こちらも受けているものですけれども，ご紹介したいと思います。監護権の評定者の考え方，判断の仕方についての影響です。

複雑な内容の研究ですけれども，より小規模な同じような研究と一貫性のある結果がみられています。監護権の評定者というのは，二通りのグループに分けることができるというものです。

ケースの具体的な内容に立ち入らないで，監護評定者が一般的にこういう考え方をしているというグループ分けなのですけれども，一方では，虐待がある，そして，虐待というのは監護権を考える上で重要な要素だと考える評定者がいます。しかし他方で，虐待というのは無い，また監護権について考える上では「引き離し」を重要な要素としてとらえなければならないと考える評定者がいます。

つまり，ある一定の思い込み，信念を持った監護評定者が個別のケースに対応しているということです。

虐待が無いと考えがちで，そして引き離しがあると考えがちな評定者には，研究者がいうところの父権的な考え方を持った人たちが多いのです。こういった評定者というのは，虐待が無いと考えがちであり，「引き離し」があると考えがちである，そして，「引き離し」は重要であって問題につながりやすい，さらには，父親に対して有利な考え方をする評定者です。そして，こういった人たちは，一般に，ＤＶや子ども虐待についての専門知識が無い傾向があります。

他方で，評定者の中でも，ＤＶなどの専門知識がある人たちというのは，虐待があるということを考えがちである，そして，監護権の結論についても，虐待が重要であると考える，そして，「引き離し」についてはそれほど重視していないという傾向がみられます。

もし，この研究が正しいとしますと，虐待を信じない評定者というのは，ジェンダーバイアスがかかっていて，父親を有利にとらえるバイアスがかかった評定者だということが指摘されます。

私たちのアメリカでの仕事ですけれども，こうしたジェンダーバイアスをなくしていきたいと考えて活動を行っています。意思決定をする立場にある人，あるいは，勧告的意見を述べる立場にある人たちは，虐待の有無に注意を払い，中立的な立場で判断する，あるいは勧告的意見をするべきだ，そうなるべきだという活動を行っています。

したがって，アメリカではやらなければいけない仕事がまだたくさんあるという状況です。日本では，このプロセスのスタートにあたって，このシンポジウムで得られた情報と知見を活用されて，アメリカの出発点よりも，もっと進んだ段階でスタートをきることができるように願っています。

ありがとうございました。

Critical Bibliography on Parental Alienation Syndrome

DV LEAP
2000 G St., NW
Washington, DC 20052

The DV LEAP Custody and Abuse Technical Assistance (TA) Project is supported by Grant No. 2011-TA-AX-K006 awarded by the Office on Violence Against Women, U.S. Department of Justice. The opinions, findings, conclusions, and recommendations expressed in this publication/program/exhibition are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the Department of Justice, Office on Violence Against Women.

Critical Bibliography on Parental Alienation Syndrome
Last updated February 2013

ARTICLES and BOOKS:

Adams, M.A., "Framing Contests in Child Custody Disputes: Parental Alienation Syndrome, Child Abuse, Gender, and Fathers' Rights," Family Law Quarterly, 40:2 (Summer 2006), 315-338

American Psychological Association Presidential Task Force on Violence in the Family, REPORT ON VIOLENCE AND THE FAMILY at 12 (1996)

Bancroft, Silverman & Ritchie, THE BATTERER AS PARENT: ADDRESSING THE IMPACT OF DOMESTIC VIOLENCE ON FAMILY DYNAMICS, 2ND EDITION (Sage 2012), 159, 168-173, 254-255, 260-261.

Berg, R. "Parental Alienation Analysis, Domestic Violence and Gender Bias in Minnesota Courts" Law and Inequality: A Journal of Theory and Practice Law and Inequality, Volume 5, Winter 2011

Bruch, C.S., "Parental Alienation Syndrome and Parental Alienation: Getting It Wrong in Child Custody Cases," Family Law Quarterly, Vol. 35, No. 3, Fall 2001

Dalton, C., Drozd, L., & Wong, F. (2006). "Navigating Custody & Visitation Evaluations in Cases with Domestic Violence: A Judge's Guide" (Rev. ed.). Reno, NV: National Council of Juvenile & Family Court Judges.

Erickson, N. "Fighting False Allegations of Parental Alienation Raised as Defenses to Valid Claims of Abuse" in Domestic Violence, Abuse, and Child Custody (Mo Hannah and Barry Goldstein, eds. 2010)

Faller, K.C., "The Parental Alienation Syndrome: What Is It and What Data Support It?" Child Maltreatment, Vol. 3, No. 2, May 1998, 100-115

Fink, P. "Parental Alienation Syndrome" in Domestic Violence, Abuse, and Child Custody (Mo Hannah and Barry Goldstein, eds. 2010)

Gardner, R.A. (1991). SEX ABUSE HYSTERIA: SALEM WITCH TRIALS REVISITED, Cresskill, NJ: Creative Therapeutics

資料4

Gardner, R.A., THE PARENTAL ALIENATION SYNDROME: A GUIDE FOR MENTAL HEALTH AND LEGAL PROFESSIONALS (1992)

Gardner, R.A. (1992b). TRUE AND FALSE ACCUSATIONS OF CHILD SEX ABUSE, Cresskill, NJ: Creative Therapeutics

Hoult, J. "The Evidentiary Admissibility of Parental Alienation Syndrome: Science, Law, and Policy," 26 Children's Legal Rights Journal 1, Spring 2006

Jaffe, Zerwer and Poisson, "Access Denied: The Barriers of Violence and Poverty for Abused Women and their Children After Separation" Centre for Children & Families in the Justice System, www.lfcc.on.ca or e-mail pubs@lfcc.on.ca

Johnston, J.R., "Children of Divorce Who Reject a Parent and Refuse Visitation: Recent Research and Social Policy Implications for the Alienated Child," Family Law Quarterly, Vol. 38, No. 4 (Winter 2005)

Johnston et al, "Allegations and Substantiations of Abuse in Custody-Disputing Families," Family Court Review, Vol. 43, No. 2, 283-294 (April 2005)

Johnston, J.R, "High-Conflict Divorce," Future of Children, 4, 165-182 (1994)

Meier, J., "A Historical Perspective on Parental Alienation Syndrome and Parental Alienation," Journal of Child Custody, Symposium on Domestic Violence and Custody, 6:3-4, 232-257 (July-December 2009)

Meier, J., *Parental Alienation Syndrome and Parental Alienation: Research Reviews,* published by VAWnet, a project of the National Resource Center on Domestic Violence/Pennsylvania Coalition Against Domestic Violence (January, 2009), http://new.vawnet.org/Assoc_Files_VAWnet/AR_PAS.pdf

Meier, J., "Domestic Violence, Child Custody, and Child Protection: Understanding Judicial Resistance and Imagining the Solutions," A.U. J. Gender, Soc. Pol. & Law, 11:2 (2003)

Meier, J., "Getting Real About Abuse and Alienation: A Response to Drozd and Olesen," Journal of Child Custody, Symposium on Domestic Violence and Custody, 7:219-252 (2010)

Meier, J. "The Misuse of Parental Alienation Syndrome in Custody Suits," Violence Against Women in Families and Relationships (Evan Stark and Eve Buzawa, eds., 2009)

Neustein, A. & Lesher, M. FROM MADNESS TO MUTINY: WHY MOTHERS ARE RUNNING FROM THE FAMILY COURTS AND WHAT CAN BE DONE ABOUT IT (Northeastern University Press: 2005)

Neustein, A. & Lesher, M., *Evaluating PAS: A Critique of Elizabeth Ellis's 'A Stepwise Approach to Evaluating Children for PAS',* Journal of Child Custody, Symposium on Domestic Violence and Custody, 6:3-4, 322-325 (July–December 2009)

Petition of Claudine Dombrowski *et al*, before to the Inter-American Commission on Human Rights, available at http://www.stopfamilyviolence.org/media/IACHR_web_petition.pdf

Ragland, E.R., & Field, H. (2003), "Parental Alienation Syndrome: What Professionals Need to Know," *Update Newsletter,* 16(6). Alexandria, VA: National District Attorneys' Association's American Prosecutors' Research Institute (APRI) www.ndaa.org/publications/newsletters/update_volume_16_number_6_2003.html

Smith, R. and Coukos, P., "Fairness and Accuracy in Evaluations of Domestic Violence and Child Abuse in Custody Determinations," The Judges' Journal, Fall 1997

Thoennes, N. & Tjaden, P., "The extent, nature, and validity of sexual abuse allegations in custody/visitation disputes," 14 Child Abuse and Neglect, 151-163 (1990)

Thoennes, N., Pearson, J., & Tjaden, P., "Allegations of sexual abuse in custody and visitation disputes," Association of Family and Conciliation Courts, Denver, CO (1988)

Trocme, N. and Bala, N., "False allegations of abuse and neglect when parents separate," 29 Child Abuse & Neglect (Issue 12), pp. 1333-1345 (2005)

Wood, C., Note, "The Parental Alienation Syndrome: A Dangerous Aura of Reliability," 27 Loy.L.A.L.Rev. 1367 (1994)

Critical Bibliography on Parental Alienation Syndrome
Last updated February 2013

"Good News: APA Rejects Parental Alienation Disorder" Domestic Violence Report, Vol. 16, No. 6 88 (August/September 2011).

Possibly add LC document

For Major Cases Involving Parental Alienation Syndrome and Parental Alienation, please see DV LEAP's PAS Caselaw Update, available at [will add website link when PAS Caselaw Update is approved by OVW and up on the website].

資料5

渡辺久子氏（慶應義塾大学医学部小児科専任講師）講演抄録
「子どもの発達を守るために：乳幼児・児童精神医療保健の見地から」

１　「親である」と言えるには，自分の要求を後回しにして子どもの要求を受け止められること

私は，現在慶應義塾大学病院の小児科児童精神保健班で診療していますが，医師として過去４０年間，子どもの世界のリアリティについて，子どもたちやお母さんたちからいろいろなことを教えてもらいました。今日は，子どもたちがいかにシビアに大人たちを見ているか，そして，子どもたちが，大人のなれ合いを鋭く見抜いて，心を閉ざしたり開いたりしている，その実態をお伝えできればと思います。子どもたちは，単に父母を見ているのではなく，小児科医をも見ているし，家庭裁判所の調査官のなれ合いや，弁護士のなれ合いも見ているのです。

すでに皆さんはお気づきだと思いますが，日本は，子どもの権利条約を批准した国でありながら，子どもが本当に何を感じているかをしっかりと聴くシステムがほとんどありません。これは，おそらく，子育てのレベルからの根源的な問題なのでしょう。例えば，子どもが朝「コートを着ていきたくない。」と言ったときに，どうしてそうしたくないのか知ろうという姿勢で子に接しようとする親は日本で少ないようです。ところが，フィンランドなどでは，３，４歳の子どもであっても，「嫌なの，なぜ？」と聴く。親子関係が，もうそこから違う。

人間対人間の，いわば，親子や家族の間の，本当の気持ちを普通に伝えあうコミュニケーションが，どういうわけか戦後の日本では廃れてしまった。この問題は小さくない，まずそこから考えてみなければならないと思います。というのは，私たち自身が戦後の忙しい，非常に厳しい，競争重視の，質の低い家庭教育を受けて育って，大人になった，そういう人間であるということが根底にあるからです。今日の乳幼児精神医療保健の見地からすれば，私たち大人自身の幼児性，自分自身のもっとも傷つきやすい，あるいは不安定になりやすい気持ちを調整する力を，小さいときから自分のものにしきれているかという問題と，大人として子どもたちに接する姿勢とが直結するのです。

昨日，一人の子どもに会いました。この子は非常に感性豊かで，３年間ある治療者についていましたが，人事異動でその人は去っていきました。３年間，２週間に１回この治療者のもとに通っていた間，この子どもが目にしてきたのは，知ったかぶり，専門家面，そして聞きたくないもの・わからないことを言った子どもに対しては微妙に目を逸らし，そして，治療者自身が気持ちよくなるような面接をしている大人の姿でした。

この子はこの体験を私に語り，「渡辺先生，お願いだから，本当の知識と，本当の知恵と，本当の経験のある人，だれでもいい，何歳でもいい，男女問わないよ。本当に自分が心から語り合える，信頼できる人をちゃんと付けてくれ。」と言いました。私，土下座して謝りました。この訴えは，日本中の子どもたちの声だと思います。日本の大人がもっと大人になることが必要です。

そして，親が「親である」ことの定義の一つは，私なりの考えでは，子どもを前にして，自分自身の要求を後回しにでき，品位ある大人として，子どもの要求をきちんと受け止められることです。子どもが安心して「ああ助けてもらえた」と実感できるまでは，自身の要求は控える，「親」とはそういう大人だと思うのです。

２　父母の紛争を司法がひどくして，子どもの要求を受け止められる親の不在を長引かせてはいけない

父母が互いの争いに夢中になってしまっていると，子どもの思いや要求に耳を傾けて助ける，親としての本来の役割ができなくなっています。このような状況では，親に代わって誰か他の大人がその子を情緒面で支える仕組みが必要です。また，司法が，機械的に面会交流を命じて，裁判が終わった後に父母の紛争をさらに悪くするような種をまかない，ということが必要です。父母の争いに子どもを巻き込む，そのこと自体が，二人の大人の関係性において大失敗であり，反省しなければいけない。父母がもっと大人になっていけるような社会の仕組みにすべきだと思います。司法制度を含め，父母の紛争をさらにこじれさせ，火に油を注ぐような社会の仕組みは，子どもをも深く傷つけてしまいます。

司法がらみで傷つく子どもたちが，病院に大勢やってくる状況から私が痛感しているのは，どうして子どもの言い分，心の中の不安や痛みを，大人や司法は聴こうとしないのか，ということです。両親の仲が良いということは，子どもが生きる前提，発達する前提です。だから，両親の仲が悪いということだけでも，子どもの気持ちはどきどきして，辛くて不安になって，自分のせいかと思って，何とかしようと思って，普段は１００点など取らない子が一生懸命１００点を取って，両親の仲を良くしようとしたりします。子どもはそういう死にものぐるいの努力をするくらい，父母の争いに苦しんでいます。そういう不安や痛みが，その瞬間，瞬間，子どもをどれほど嫌な気持ちにさせて，その子どもの心の芯を冷たく強ばらせるか，ということを，私たち大人は知っていなければなりません。すなわち，今ここで起きていることが子どもの身体に消すことができない身体記憶になって残っていって，それがキャパシティを超えるとトラウマになります。その子が大人になった時，社会的地位がよくなったとしても，なお誰かに対して，やられた分だけやり返していかないといられない，心の芯にしつこい幼児性を持った大人になっていくということ，今この瞬間の経験が数珠のようにつながってその人を作っていくのだという，そのリアリティをよくふまえていただきたいと思います。

３　父母の不和と暴力は，子どものこころの土台になる安心感と愛着を揺さぶるものであること

子どもにとって安心感と愛着はとても大事です。そして安心感と愛着は，自分が喜怒哀楽の感情を持って生きている，それを出したときにわかってもらえた，ということですから，子ども自身の喜怒哀楽の，特に負の感情の受け止め方が非常に大切なのです。けれども，両親の仲が悪いとそれができなくなってしまいます。子どもが支えにしている両親の関係が大きな地震のように揺れているときには，揺れないようにするというのが，子どもの本能ですから，子どもがいい子になってしまう，凍結してしまう，表現したくないというふうになります。虐待に遭ったり父母の争いに巻き込まれたりすれば，子どもは自分の気持ちを表現しなくなります。このように子ども自身が封印してしまった気持ちをきちんと受け止めるためには，本当に専門的な診察と治療が必要です。封じこめられた気持ちは，その子の心と身体にさまざまな形で出てきます。だから，父母の不和と家庭内暴力は，子どもの現在の発達にも出ますし，近い未来の発達にも出ます。

さらにもっと深刻なことは，その子の将来にわたる心の土台の中に，外からは見えない地雷が埋め込まれてしまうことです。その地雷は，いつかどこかで自分で踏んでしまいます。多くの場

合，自分の子どもが生まれたとき，その地雷を踏むことになるという恐ろしい事実があります。赤ちゃんが生まれることによって，自分では経験しなかったふりをしてきた，過去の両親の離婚や両親の不和や，無視された，虐待されたなど苦痛に満ちた経験がもとで，心の奥深くに埋め込まれていた地雷が踏まれて，暴発してしまうのです。

子どもというのは怖い存在です。子どもは非常にパワフルで，大人のきれいごとの裏側の膿をえぐってしまいます。こういう子どもの痛みが分かれば，離婚の裁判の前に，私たち大人は，子どもに対する配慮の重要性がわかると思うのです。

４　こころは「今，ここで」という主観的体験からできていく

子どもがどう発達するかということについて，もう少しリアリティでお話ししたいと思います。心というものは，主観的な体験からできているというのが，精神医学の一つの定説です。１５０年前，フロイトは，脳の発達は快楽原則だと言っていました。しかし，この考え方は日本人にはわかりにくいです。なぜかというと，日本で我慢は美徳だとされるからです。日本人は，「ほしがりません，勝つまでは。」といった我慢を美徳とする考え方の下で育てられています。ところが，我慢は何を引き起こすかというと，親になったときに，子どもに対して非常に不健全な関係の原因になってしまうのです。親自身は「しつけ」だと言いますけれども，誰から見ても，子どもの心の中に恐怖心を起こす，そして親に対する嫌悪感と，回避する気持ちを引き起こすところまで厳しくしてしまう，そういう親たちは，自らの怒りをどこかで抑圧してきたわけです。

子どもと大人の世界については，カイロスの世界とクロノスの世界とも表現されてきました。カイロスは「今，ここで」という主観を中心とするのに対し，クロノスは大人のビジネスの論理で仕切られる世界です。現在，最先端の乳幼児精神保健学や精神分析学，つまり深層心理や人々の行動の奥にある動機というもの，無意識の世界にもつながりますけれども，それを研究している精神分析学的な精神医学や精神療法学，あるいは，システム論も入れていると思いますけれども，それはですね，より主観的な世界をどのように見えるものにしてきちんと把握していくかということです。この新しい研究は，ちょうど古典的な物理学のニュートンの重力の研究に対して，現在の相対性理論やナノテクノロジーの研究があるように，全く新しい次元を解明する研究であって，少なくとも日本の精神医学や心理学は，これを十分に教えているとはいえません。

カイロスの世界というものに関連して，子どもの心が深く傷ついたときに，深さはどうやって測るか，という課題があります。あるいは，私が，人を心から信頼して，そして心を開いたときに，その開いたという広がりは，どうやってわかるのかというと，これは一見抽象的なことですけれども，わくわくするとか，脳が活性化するとか，あるいは，ものすごく集中力が上がるとか，いったような脳の機能に現れてきます。ですから，新しいニューロサイエンスは，主観的な世界に迫っています。

５　赤ちゃんは人間関係にアンテナを張って生きている

ダニエル・スターンは，赤ちゃんは，誕生直後から主体的に人間関係にアンテナをはる生き物であるとはっきり言っていて，これは乳幼児精神保健学では定説になっています。そして，生きるということは秒単位であって，赤ちゃんにおいてはだいたい１０秒以内，１０秒以内に赤ちゃ

んは見抜き，心を閉ざしたり，開いたり，あるいは近寄っていったり，回避したりすると言われています。

たとえば，ドメスティック・バイオレンスが起きていれば，胎内にいる赤ちゃんの体重は増えません。ドメスティック・バイオレンスが起きたために，胎内の赤ちゃんの体重が３００，４００で止まって，よくわからないけどとにかく入院させた，そしたらすぐに，入院したとたんに胎児の体重が増えた，「あれっ，なんの間違いだろう」と思って，家に帰したら，また，１週間２週間たって体重が増えない，もう１回入院させた，そしたらすぐに上がる，このような現象が把握されると，まず私が呼ばれます。お母さんは面談しても，夫の暴力の問題をすぐに打ち明けたりしません。言えないのです。なぜなら，お腹の中の赤ちゃんに対して害があるとお母さんは思っているからです。ですから，とても慎重に，ちょうどお母さんが羊水によって胎児を守ろうとしているように，私も心の羊水でお母さんの挫折感や不安を逼塞しないように慎重に聞いていきます。

実はこの赤ちゃんは胎内から聞いていたのです。家でのお父さんの怒鳴り声や足音を。ある日，お父さんが子ども見たさに慶應病院にやって来たときに，お父さんの足音だけで，その赤ちゃんはぎゃーっと泣き出しました。私ども，そして新生児科の医師，母親，皆びっくりしました。赤ちゃんにはすでにもう刻印されていたのですね。父親の存在が怖いものとして。

こういった現象は，本当のリアリティであって，私たちは直視すべきです。生まれるときから，その子をめぐる環境が地獄であったその子どもの心の脳の発達は，期待できません。つまり，赤ちゃんは胎児の時から対人関係のオーケストラの中にすでに入っていて，生まれてきます。つまり，お父さんとお母さんがいがみあっているとき，どちらが正しいかということよりも，２人の関係性がすでに赤ちゃんにとって雑音だという事実は，周りが認識して，そこから赤ちゃんをどう守るかを考えなければなりません。たとえば，フランスなどは，スラム街のけんかしている夫婦の場合は保健師が朝に赤ちゃんを連れて，そういう騒音が聞こえない保育所へ赤ちゃんを連れて行くといったことをしていました。

乳幼児精神医療保健のパイオニアの一人，ダニエル・スターンは，かつて次のように言いました。組む相手が良ければ，いい自分が出てくる，組む相手が悪ければ，悪い自分が出てくると。つまり組む相手によって，引き出される自分が違うというわけです。

６　言葉を得る前の身体的感覚的記憶がこころの芯を作っていくということ

赤ちゃんを，父母の争いやドメステリック・バイオレンスの関係にさらすこと自体が，その子の脳の発達にとって有害です。というのは，早期の自己感，早期の身体感覚的な記憶が全部，その子の心の芯を作っていくからです。これは，非常に厳しい問題です。生後２，３ヵ月までは，赤ちゃんは，新生自己感といって，むきだしのそのままの冷たさとか光とかを浴びてしまう。けれども，３ヵ月くらいになったら，お首がすわる，お首がすわったときには，手も動かせるようになったときには，自分が不快になったときは，たとえば動く，あるいは，お指をちゅっちゅっとすったりします。この時期の自己感を中核自己感といいます。自分で自分の不快を取り除き，自分の体を使って不快を調節し二重構造で生きていくことができる。そして，７～９ヵ月くらいになれば，赤ちゃんは，指さしたりお母さんの方を振り返り，お母さんの不安と安心を識別でき

るようになります。７ー９ヵ月くらいの赤ちゃんは，見知らぬ人が入ってくると，自分の中核的自己感の身体を使って，お母さんを振り返り，信頼するお母さんがにっこり笑っていれば大丈夫だという，主観的自己観をきちんとコントロールして，三層構造で，新生自己感，中核自己感，主観的自己感という３つの自己感により，自分の中のハーモニーを作って生きていくことが知られています。

そして，この瞬間，瞬間の身体感覚記憶の全てがその子の心の芯を作っていくわけです。ですから，心の芯が最悪の事態でものすごい緊張とおびえと不安に満ちていた場合には，その人がいくら表面的にはうまく機能しても，心の芯は冷たい，外は温厚そうに見えるけれども，中が冷たい，芯が冷たい，といったような人格になるでしょう。本当の人格は，職場などでの表面的な関係ではなかなか出てきません。むしろ，親密な家族の関係で出てきます。そこで見えにくい，ドメスティック･バイオレンスなどは本当に見えにくい，という問題があって，先程マイヤー先生がおっしゃったように，専門的な訓練と研鑽を積んだ本当のエキスパートが必要です。

スターンもトレバーセンも，子どもの間主観性はもう胎児の頃からあって，ですから未熟児も持っているのだと言っています。間主観性とは，相手の心の奥の意図が善か悪か，心地いいのか不快なのか，そういうものを見抜く力のことです。最近では，有名なイタリアの研究者リゾラッティなどによって，「鏡細胞」などとも呼ばれています。赤ちゃんは，おそらくお母さんの胎内にいるときから，遅くとも生まれた直後から，この間主観性の力をもっていて，鋭く人間関係を見ているわけです。ですから，夫婦の葛藤も嫁姑の確執なども，赤ちゃんは見抜いています。赤ちゃんにはそんなことはわからないのだと，私たち大人が思いたいだけなのです。それは私たち大人側の幼児性ですし，私たちは自らの幼児性こそを問わなければなりません。

７　危ない・汚い・うるさいができないと子どもは育たず，成熟したおとなになれないこと

子どもには，脳の発達につれてキレやすい時期があります。特に，胎児期・乳幼児期，それから思春期は，脳が急激に，サイズも，神経細胞の連絡も，爆発的に発達します。ですから，胎児期・乳幼児期・思春期は，赤ちゃん自身や，あるいは思春期の子どもたちが，しきりと，探索行動をする。汚いことも，うるさいことも，危ないこともします。そうした活動が大人になっても続いて，実は人類の偉大な発見などにつながるわけです。たとえば，キューリー夫人は，ラジウムを見つけようとして，岩石を砕いて，うるさいし汚いし危ないのに，膨大な鉱石からラジウムを取り出しました。

人の優秀さは，外見の美しさやおとなしさではなくて，意外と危ない汚いうるさいというもの中にあります。ローマ字と結びつけると，危ないの「A」，汚いの「K」，うるさいの「U」，これを並べると「ＡＫＵ（アク）」になるわけです。子どもからこのアクを取ってしまうと，子どもの脳の発達が抑圧されてしまうということがわかっています。

今では日本全体に，おとなしすぎる赤ちゃん，おとなしすぎる思春期の子どもたちであふれています。しかし，これまでお話してきたことからすれば，このような子どもたちが必ずしも真に良い大人になれるとは思えません。その人たちが，皆様，司法関係者のお世話になるようなリスク，そして，幸せな家族を築けないリスクが高い，これがまさに大問題です。

胎内の赤ちゃんの動きを見ればわかりますよね。胎内の赤ちゃんが蹴飛ばしたときに，羊水は

蹴飛ばした分だけ返します。ぽーんと蹴ったら，ぽーんと返す，この繰り返しからもう胎内で赤ちゃんはやりとりを始めているのです。そして，もしですね，我が子だけはいい子にしようと思って，「あなた，他の赤ちゃんと比べるとね，あなたはね，蹴りすぎるからね，もっと，おとなしくしなさい。」などと語りかけるような，そんな妊婦さんはいないわけです。

つまり，先ほどの「アク」こそが，子どもの子どもらしさなのですけれど，いったん，皆様・司法のお世話になるような家庭状況になると，「アク」が消えておとなしくなるのです。ここにこそ，私は，その子の将来のいろんな心の病気のハイリスクがあると考えます。そういう意味では，私の病棟では，もう，危ない汚いうるさい「アク」をもう一度やり直してもらうことになるわけです。

８　原初的な早期の母子関係における幸せな安心感の重要性

赤ちゃんは関係性の中で生きています。つまり，赤ちゃんがお母さんをじっと見つめるときに，赤ちゃんは二つのものを見ている。これは，ウィニコットという有名な小児科医の言葉ですけれども，赤ちゃんは，一人の，自分に向かって真心を向けている母の目を見ますけれども，同時に，その母の瞳の中に映っている自分を見るわけですね。ですから，原初的な早期の人生での母子関係というものの中に，人格の，芯の，幸せな安定感があって，そこにカイロスがあるわけですね。見つめ合う関係の中に，人間像の自己像がある。

そうした安定感が順調に形成されないときに，いわゆる「赤ちゃん部屋のおばけ」という現象が起こるということを，セルマ・フライバーグが指摘しています。そしてそこから，乳幼児の精神保健学が，アメリカのシカゴのスラム街から発祥したのです。スラム街で子どもに手を挙げるお母さんに向かって，セルマ・フライバーグがなんと言ったと思いますか。「今，ここで，あなたの心に何が浮かんだの？」と。そうすると，ほとんどの親たちが，へなへなと崩れ落ちて泣き出して，「お母さんをお父さんが殴っていた。お母さんが傷つくのを見ていた。私は救えなかった。」，そういうことが出てくるそうです。つまり，子どもの存在が，お母さんの心の中に封印されていた，子どもの頃の心の傷の表面化を誘発するのです。非常にごちゃごちゃした雑音の黒いかたまりが殻を破って溢れ出てくるのです。とくに，お母さんが幸せでない場合にこのようなことが起こりやすく，これが「赤ちゃん部屋のおばけ」と呼ばれるものなのです。

セルマ・フライバーグの弟子のアリシア・リバーマンは，「赤ちゃん部屋のおばけ」をさらに展開させて次のように言っています。「けれども，そのように覚えていた。このお母さんの身体の中に入っていた。そして，ほんのちょっとした声かけに対して，これだけ答えられる。そこに，『赤ちゃん部屋の天使』がいる。」と。「だから，トラウマとトラウマを救っていく力が全ての人にある，その力によって人は逆境を生き延びている。」ということを言っています。

心の多重性に絡む複雑な問題について，皆様には，親子神話などをとっぱらって考えていただきたい。お母さんがうつ状態にあって，疲れて帰ってきたお父さんが，とくに職場で溜めたストレスをぶつけて，赤ちゃんに対して，お母さんに対して，「うるさいっ」となるわけですね。そうすると，お母さんは，「ああ，私は見る目がなかった。いつ，離婚しようかしら。」と思い，皆様・司法サービスのことを思い浮かべるわけです。あるいは，赤ちゃんのほんのちょっとしたことが

きっかけになって，過去のつらいことが芋づる式に出てきて，お母さんを捉えてしまう。

こういった問題にいち早く，すでに１９８０年から注目してきたのが，世界乳幼児精神保健学会です。ここでは，乳幼児期の誰にも知られていない「今・ここ」のもたらすトラウマがどれほどその人の奥の中で悪さをしているかを早く見つけ出して，早く乗り越えていくために，母子への援護のための研究が積み重ねられてきました。

９　赤ちゃんの間主観性－良質な関係のもとでこころを開き発達すること

間主観性のやりとりは，トレバーセンなどが仔細に研究していますけれど，実際の資料をお見せしましょう。このビデオは，リン・マレー先生（トレバーセン先生の高弟）が撮影したものです。この赤ちゃんは，１９９９年１２月１９日１４時７分５５秒におぎゃあと生まれた坊やです。この坊やは生まれてすぐにお母さんの胸の上に乗せられて，お母さんと対面しています。そうすると，お母さんのにおいも声も知っている。そうしてそこにお父さんが「おおなんと，かわいい，かわいい，かわいい」という風に指を出すと，「止めてくれっ！」という顔をします，子どもが。そうすると，お父さん，傷つくでしょう？そしてお父さんが指を引っ込めると，今度はほっとしたという感じになって，お母さんを見る。もう明らかに，親子は三角関係になる運命にあるって，それフロイトのエディプスコンプレックスとか，いろんなことで言われていることですけど，このビデオではそれが描写されています。

個人主義が破たんしてきた欧米では，近年家族作りに力を入れ，育児参加するお父さんを大事にして，お父さんをお産に参加させて，お父さんに赤ちゃんを渡します。そうすると，その坊やは「こんにちはお父さん」という風にして，まだ，生まれてから１５分もたってないときに，じっとお父さんを見ます。２０分１１秒で，じーっとお父さんを見ていると，このお父さんの身体記憶がまるで井戸の中に大きな石を放り投げられたように記憶にもない昔の身体記憶が，心の井戸のそこからうわーっと浮かんで来るのです。そのとき，ここで，くさいとかあっち行けとかいう父親もいないわけではないから，私たちは分娩室で，赤ちゃんを抱く瞬間，赤ちゃんではなくて，お父さんを見ています。お父さんの無意識の身体記憶がどのように出てくるだろうかと。この場合は，お父さんが，「ベロベロバー」とやりました。「ベロベロバー，ベロベロバー」というリズムとメロディのある声や動きがあると，赤ちゃんは，その奥に善意の意図があると，大好きだ，という主張があると読み取って，赤ちゃんはなんとまねをして，「ベロベロバー」と舌を出したのです。これは世紀の大発見になりました。

つまり，赤ちゃんが全て，対人関係オーケストラの中で，聞いたり触れたり見たりしているリズムとメロディの質を見抜き，それがおもしろければ，声を，心を開いてどんどん吸収し，そしてそれが悪ければ，焼き付いて，拒否して回避して逃げながら，心の中で，すごく防衛的になってしまう。そこから，もう発達を弱めてしまう，ということなのです。

１０　子どもの健康な発達を保障するには，お母さんの安心・安定を守ること

私どもは慶應大学病院でやったのですけれども，安心しているお母さんが安心して「ふん」というと赤ちゃんが「ふん」，それに対してお母さんが「ふふ，ふーん」，赤ちゃんが「ふふふーん」という風に，２人が二重奏になるんです。ところがお母さんが，「この子は未熟児ですか。」など

と不安な気持ちで言っているときには，赤ちゃんはしーんとしたり，泣いたりするのです。したがって，子育てでは，お母さんの安心感を周囲がどのように守るのかが肝心です。

そして仮に出生直後は非常に順調にいったとしても，子どもは約１８ヵ月，１歳半前後に「再接近期」という時期に入ります。この時期は，子どもが自分自身の主体性が発揮されると同時に，自分の感じるものとを打ち出し，自分の陣地を作っていって，自分が生きていけるというテリトリーを確認しようとするために，かなりわんぱくになって，わがままになって，かんしゃくを起こして，かつ，親にしがみつく時期になります。この時期にお母さんが不安定であると，子どもはこの時期を通過できなくて，心の奥の人格の芯において，永遠にキレやすい，ものすごく優秀であっても，エネルギーがあっても，それをうまく制御できない人格になっていく可能性があります。

結局，胎児期，幼児期，思春期という三段階の大きなこの時期というのは，子ども自身が安心して怒ったり，嫌ったり表現できなければいけないのです。しかし，それには，父母が安定した関係にあることが前提で，父母が安定した関係に無いのであれば，それに換えて，子どものために，安定した大人と子どもの関係を作って，子どもを守るという社会システムが必要です。

１１　子ども期の困難，発達的トラウマ障害，世代間伝達

頭囲曲線は，頭が大きくなる子の乳幼児期と，それから思春期に特色があります。ここには書いてありませんけれども，胎児期も頭囲が急激に大きくなる時期です。これらをすべてカバーして，「危ない・汚い・うるさい」という子ども自身の探索行動を子どもに保証していかないと，次の世代の大人になるために成熟できない，成熟した人間に育っていけないということを，私たち大人はよく理解する必要があります。

子どもの心の多重性で目に見える行動の奥には，生まれつきの形質と後天的な環境によるものとがあります。最近は，発達障害という生まれつきの遺伝的な特質あるいは胎生期から生後１年目までの脳の形成異常による障害が問題にされています。けれども，それ以降の夫婦仲の悪さ，家族機能の不全，あるいは虐待やあるいはいろんな過剰な習い事の押しつけなどが加重なストレスになって子どもを苦しめる時，発達障害とは異なる発達的トラウマ障害という，後天的な発達障害が起きることわかってきました。自分に合わない環境に置かれた子どもたち，苦痛を我慢しながら生きる子の脳の発達も悪いということが，調査研究からはっきりしてきました。

つまり，脳の発達も，心の発達も，「エピジェネシス」，生育環境がその子の資質のスイッチを入れるということは，ザメロフとエムディが，もうすでに４０年間くらい研究データを蓄積していますから，一つの常識です。

そこでＤＳＭ（米国精神医学会による診断基準）の改訂に向けて，発達的トラウマ障害を新しい分類に入れるべきだという議論と検討も行なわれています。つまり，先程マイヤー先生のお話にもありましたように，裁判所の有害な判断によって，母子愛着にとって有害な切り離し行われ，かけがえのない母親から切り離されていった子どもたちがいた場合に，そのことは子どもに新たなトラウマを負わせ，子どもの脳の発達を悪くします。発達的トラウマ障害の問題は，小児科医にとっては厳しい状況です。実際に，子ども期に虐待された人の脳の画像スキャンを見ますと萎縮していたり，ドメスティック･バイオレンスを見て育った人の視覚野の発達，大人同士の暴言を

聞かされて育った人の聴覚野の発達が阻害されてしまうことが分かっています。子どもの頃に，お母さんが罵倒されているのを聞いたら，同じように発達が阻害されます。

世代間伝達の問題は，日本にとって重大な課題です。戦時中の軍隊の中で行われた上官から下士官への殺戮などの問題は，まだ私たちは正面から取り組めていません。つまり，幼児期の有害体験というものは，結局は子ども自身の生涯とその次の世代の生涯に，執拗な悪影響を刻み込んでしまいます。

１２　子どもを守れる本物の専門性

まとめに入ります。父母の紛争に巻き込まれていった子どもに対して,「あなたは悪くないんだ」ということを言う必要があります。つまり，子どもが皆さんの部屋に入ってきたら，リスペクトしてください。子どもへの敬意を十分に表現してください。「僕が子どもの時にはこんな状況に巻き込まれてなかったけれど，よく君は生きているね。」といった思いを抱きながら，心を込めて暖かいあいさつをしていただきたい。それだけでも，子どもは，まともな大人がいるのなら，父さん母さん何とかなるかもしれない，と思うかもしれません。父母の間にもうひびが入っていることを子どもは知っています。一昨日，私の前で，３歳の子どもが「父さんは鬼になったよ。父さん，治せないと思うな。」とつぶやいていました。わずか３歳です。新しい環境の中で，親の紛争なんか忘れて，子どもたちが思いっきり甘えて遊んで，というふうにしていただきたい。子どもたちの心の奥の願いと痛みへの「共感」が必要です。

日本でも，子どもを大事にする社会を作っていく必要があると思います。子どもの心は，関係性のオーケストラの音色を聞きながら育っているのです。ですから，皆様が司法の世界で紛争事件として扱うケースでは，父母ともに傷つき，もう必死で自分のことが最優先になっているように見えることが多いのです。それでも，両親のうち一方の親が「自分はいいから，子どもを守ろう」としていることを見抜く力を持つ専門性，あるいは，だれかが親の代わりの大人として，子どもに向かって「今はこうだけれど，大人も捨てたものじゃない」と知らせてあげられる，本物の専門性を持っている大人集団を作っていかなければならないのです。

以上

乳幼児 精神保健・児童精神医学　基礎文献：

Beebe,B　Lachmann,F　Infant　research and adult treatment:Co-constructing interactions Hillsdale,N J:Analytic Press 2002

Borg, Anne-Mari, Tamminen, Tuula, et al. (2012) "Reliability of the strengths and difficulties questionnaire among Finnish 4-9-year-old children", *Nordic Journal of Psychiatry*, 2012; 66 (6); 403-13.

Bowlby,J. Maternal care and mental health. Geneva:W H O 1951
黒田実朗訳「乳幼児精神衛生」岩崎書店　1962

Bowlby,J.Attachment, Separation , Loss 1980 Tavistock Institute of Human Relations
黒田実朗他訳　母子関係の理論：第 1 巻愛着、第２巻分離、第 3 巻対象喪失, 岩崎学術出版

Call, J Intervention of infants In Noshpitz, ed Handbook of Child Psychiatry

Fonagy,P.,Steel,M., Moran,G., Steele, H.,Higitt A .Measuring the ghosts in the nursery: a summary of the main findings of the Anna Freud Centre-University College London Parent-Child Study. Bull. Anna Freud Centre 1991: 4:115-131

Fraiberg,S、Shapiro,V., Cherniss,D: Treatment modalities In. Call,J., Galenson,E., Tyson,R.ed. Frontiers of Infant Psychiatry, p56-73 Basic Books N Y 1980

Fraiberg,S Clinical Studies in Infant Mental Health BasicBooks, NY 1980

Fraiberg,S Selected Writings of Selma Fraiberg ed. Fraiberg L. Ohio State University Press, Columbus Ohio 1987

Freud,A. Identification with the Aggressor. In The Ego and the Mechanisms of Defense P109-121 International University Press, N.Y. 1966

Malher, M,.S.,Pine,F., Bergman,A.: The Psychological Birth of the Human Infant Basic Books, N.Y. 1975

Mäntymää, Mirjami & Puura, Kaija, et al. (2011) "Predicting internalizing and externalizing problems at five years by child and parental factors in infancy and toddlerhood", *Child Psychiatry and Human Development*, 09/2011, 43(2), 153-170.

Murray, L., Fiori-Cowley,A., Hooper.R., Cooper, P. The impact of postnatal depression and associated adversity on early mother-infant interactions and later. Child Development 67(5)1-26 1996

Panksepp H, Papousek, M. Intuitive Parenting :A dialectic counterpart to the infant's integrative competence. In Osofsky, J.D.(ed) Handbook of Infant Development. Second Edition. N.Y. Wiley 1987

Papousek ,H Effects of a secure attachment relationship on right brain development, affect regulation, and infant mental health Infant Mental Health Journal 22:7-66 2001

酒井 道子・渡辺久子・Umehara Catherine J.他 「性虐待を受けた子どもへの緊急危機 対応システム － 幼児，知的障害児からの告発」 研究助成論文集(43)，11-27，200 年，明治安田こころの健康**財団**

Sameroff,A. Emde, R. : Relationship Disturbances in Early Childhood p 23 Basic Books. N.Y. 1989

Sameroff,A.,Lewis,M.,Miller,M.M. Handbook of Developmental Psychopathology 2nd ed. Springer NY 2000

Schopp,J. The sources of fear and anxiety in the brain .Affective Neuroscience: the foundations of human and animal emotions.p206-219 Oxford University Press NY 1998

Schore,A The effects of early relational trauma on right brain development, affect regulation, and infant mental health. Infant Mental Health Journal 22:188-200 2001

Stern,D.N The interpersonal world of infant: a view from psychoanalysis and development psychology NY Basic Books 1985 **丸田俊彦訳「乳幼児の対人世界」岩崎学術出版**　1990

Stern,D. Sander,L NahumJ, Harrison,A Lyon-Ruth,K. Morgan,A., Stern-Bruchweller, N., Tronick, E.. Noninterpretive mechanisms in psychoanalytic therapy :The something more than interpretation .International Journal of Psychoanalysis 79:908-21 1998

Tessman, L, H. Children of Parting Parents Aronson NY, 1978

Trevarthen,C.,Aitken,K., Papoudi,D.,Robarts,J: Children with Autism 2nd edition: diagnosis and interventions to meet their needs Jessica Kingsley Publisher, London,1999

Trevarthen,C., Intrinsic motives for companionship in understanding: their origin, development, and significance for infant mental health. Infant Mental Health Journal 22:95-131 2001

Winnicott, D.W. Playing: Its theoretical status in the clinical situation. International Journal of Psychoanalysis 49:591-8 1968

＊＊

＜渡辺久子論文＞

Watanabe,H:The transgenerational transmission of abandonment. In. Maldonado-Duran,J.M ed. Infant and Toddler Mental Health: models of clinical intervention with infants and their families. 187-205 American Psychiatric Publishing Washington 2002

Watanabe,H .Establishing emotional mutuality not formed in infancy with Japanesefamilies. Infant Mental Health Journal, 1987：8:398-408.

Watanabe, H. Difficulties in Amae: A clinical perspective. Infant Mental Health Journal, 1992: 13:26-33.

Watanabe, H. The application of Attachment and Amae to clinical problems in Japan. In Richer, J.ed.Occasional Papers No. 9 The Clinical Application of Ethology and AttachmentTheory.Association for Child Psychology and Psychiatry, 1994: 36-43.

Watanabe, H. Akachan-ni Kanpai!:Celebrating the Baby. Infant Mental Health Journal, 2011:32:19-28.

Watanabe, H. The infant reveals family trauma.In Pozzi,M ed. Innovation in Infant Mental Health, London, Karnac, 2007:231-245

単行本

渡辺久子　心育ての子育て　白石書店　1993
渡辺久子　母子臨床の世代間伝達　金剛出版 2000.
渡辺久子　抱きしめてあげて　太陽出版 2005..
渡辺久子　育児支援の世代間伝達　金剛出版 2008.
渡辺久子　しあわせ脳を育てる　カンゼン 2012

研究報告書・共著他

渡辺久子、　吉田直子、比留間典子　退行と進展による児童・思春期精神障害の予防・治療の試み 安田生命社会事業団研究助成論文集　1991:27:118-125
渡辺久子　親―乳幼児精神療法　安田生命社会事業団研究助成論文 1994:29:123-132
渡辺久子，吉田直子　親との離別とその後の家族家庭が子供の精神発達に及ぼす影響　家族 1985:264-71:
渡辺久子 児童の神経症的障害と家族 小此木啓吾編「講座家族精神医学３」弘文堂 1982:233-254
渡辺久子　児童思春期の発達の流れ、小此木啓吾他編「メンタルヘルス実践大系１ こころの発達」日本図書センター　1988:155-157
渡辺久子　家族関係と心の発達、小此木啓吾他編「メンタルヘルス実践大系１こころの発達」日本図書センター　1988:169-184
渡辺久子　エムディの理論　小此木啓吾・渡辺久子編［発達］別冊９「乳幼児精神医学への招待」ミネルヴァ書房　1989:32-41
渡辺久子　母親―乳幼児精神療法 小此木啓吾・渡辺久子編発達別冊９「乳幼児精神医学への招待」ミネルヴァ書房　1989:144-153
渡辺久子　乳児期　斉藤久美子他編「臨床心理学大系３」金子書房 1990:53-82
渡辺久子　乳幼児期の心の芽生え　小川 編「心理臨床入門１」　山王出版　1991:1-35
渡辺久子　思春期患者へのアプローチ　プライマリケア医学　医学書院　1991:57-63

資料6

渡辺久子　　乳幼児精神医学という抒情詩　丹羽淑子編「母と乳幼児のダイアローグ」山王出版社　1993:315-338
渡辺久子　　乳幼児精神医学の動向　小此木啓吾他編「乳幼児精神医学の方法論」岩崎学術出版　1994：3-24
渡辺久子　乳幼児観察 その３ 小此木啓吾他編「乳幼児精神医学の方法論」岩崎学術出版 1994:53-66
渡辺久子　親－乳幼児精神療法の実際　小此木啓吾他編「乳幼児精神医学の方法論」岩崎学術出版　1994:145-164
渡辺久子　母子退行治療　牛島定信編「児童精神医学」中山書店　1994:339-348
渡辺久子　小児被虐待症「女性のヘルスケア⑯産褥・母児相互作用・遺伝」ラジオ短波 1994:20-23
渡辺久子　乳幼児精神医学から乳幼児精神保健へ　「乳幼児：ダイナミックな世界と発達」安田生命社会事業団　1995：1-22
渡辺久子　清水将之、渡辺久子、橋本洋子，古澤頼雄、玉井真理子、堀口文、鈴木ひろ子、赤ちゃんのこころ－乳幼児精神医学の誕生 こころのライブラリー（2）星和書店 2001：11-58
渡辺久子　母子のコミュニケーション「新女性学大系 11 リプロダクティブヘルス.」中山書店　2001：296-305
渡辺久子　＜論説＞人権を考える：心の響きあいと内省の力　人権のひろば　2003:30:13-16
渡辺久子　愛着とこころの発達　教育と医学 2004:52:4-12
渡辺久子　虐待　気づくべきこと、できること　農村文化出版社　2005
渡辺久子　初期経験の重要性　　改訂４版　保育士養成講座「「発達心理学」全国社会福祉協議会　2009：49－66
渡辺久子　精神疾患　高橋孝雄編著者「外来で見る小児科学」2008：126-137
渡辺久子　子どものライフサイクルと精神保健　松橋有子・高野陽編著「新保育ライブラリ　精神保健」北大路書房　2009：29-49
渡辺久子「小児臨床におけるいのち – カイロスとシンリズミア」『緩和ケア』2010 ：20(5), 471-473, 青海社
渡辺久子　児童虐待をどう防ぐか　文芸春秋編「日本の論点 2011」　文芸春秋　2011：60-65
渡辺久子　非配偶者提供精子で生まれた子どもたち「慶應義塾大学医学部生命倫理セミナー」2011: 250-277
渡辺久子　精神疾患　松尾宣武・濱中喜代編「新体系看護学全書　小児看護学　②　健康障害をもつ小児の看護」メジカルフレンド社　2012：395-418
渡辺久子　乳幼児期の心理的誕生　立木康介編著「　精神分析の名著」中公新書 2012：245-256

学会誌・雑誌他

渡辺久子　展望：母性的養育剥奪と精神分析　精神分析研究　1984:28:91-106
渡辺久子　発達することの不安と喜び：その１心の誕生への旅　小児看護　1984:74:496-502
渡辺久子　発達することの不安と喜びその２　固着と退行　小児看護　1984:75:615-621
渡辺久子　発達することの不安と喜びその３ こころの発達への援助 小児看護 1984:76:717-723
渡辺久子　思春期の身体的・心理的特徴　小児看護 1986:19\1743-1755
渡辺久子　こどもの恐怖症　臨床精神医学　1987:16:687-693
渡辺久子　乳幼児精神医学の最近の動向　発達 8　1987:8:10-23
渡辺久子　乳幼児精神医学　発達障害研究　1988:10:204-2011
渡辺久子　幼児期の悩み　教育と医学　1988:36:28-34
渡辺久子　信頼関係の病理—親離れ子離れ　児童心理　1989:43:114-121
渡辺久子　乳幼児期の幻想的相互作用と世代間伝達　精神分析研究　1990:34:25-30
渡辺久子　乳幼児精神医学の現代的動向　精神分析研究　1993:36: 460-470
渡辺久子　愛着と周産期　周産期医学　1993:23:1445-1448
渡辺久子　乳幼児期の精神障害　　日本医師会雑誌　1995: 113 (9): 1399-1403
渡辺久子　乳幼児の精神療法　臨床精神医学　1995:24:1061-1067

渡辺久子　親密さの発達と変化　現代のエスプリ　1996:353:34-42
渡辺久子　成長・発達からみた思春期の特徴ーこころの視点からー 小児内科 1997：29(4): 521-
渡辺久子「子どもと親との情緒的関係の発達」『教育と医学』1998: 46 836- 844 慶應義塾大学出版会
渡辺久子　虐待の世代間伝達を断ちきる　助産婦雑誌　1998:52:674-680
渡辺久子　乳幼児期からの心の健康　日本医師会雑誌　1999:122:597-601
渡辺久子　心の発達と養育環境：精神分析理論　臨床精神医学　1999:31:502-508
渡辺久子　家族紛争と乳幼児の精神発達　「ケース研究 262」家庭事件研究会 1999:262:42-53
渡辺久子　ヒステリー【解離性障害】　小児科診療　2000:63(10):1508-1513
渡辺久子　自殺企図　小児内科　2000:32:1306-1309
渡辺久子　子どもの心に影響を与える家族の問題　小児科臨床 2001:54:1093-1101
渡辺久子　家庭内暴力　小児科 2001:42:1519-1528
渡辺久子　乳幼児をもつ母親への援助　＜特集 被虐待児症候群：家族ケアを中心に＞小児看護　2001:24(13):1786-1791
渡辺久子　母子臨床の最近の動向：乳幼児精神医学から　精神療法　2003:138:511-517
渡辺久子　児童虐待と心的外傷　臨床心理学　2003:6:819-825
渡辺久子　発達精神病理の解明をめざした未熟児—親コミュニケーションの基礎研究（課題番号 1650160）平成 16 年度-平成 17 年度科学研究費補助金（基礎研究（C））研究報告書 2006
渡辺久子『そだちの科学＜特集 愛着ときずな：愛着・きずなをめぐって＞』2006（7），135- 139 日本評論社
渡辺久子「小児期：女児の前思春期：思春期にかけて，発達や社会面などに伴う問題など」『日本心療内科学会誌』2007: 11(3) 174 日本心療内科学会
渡辺久子　「赤ちゃんとの心の響きあい」『小児看護』2008: 31(6)，701- 708 へるす出版
渡辺久子「児童虐待の背景にあるもの」『助産雑誌』2009 63(2)，110- 116　医学雑誌
渡辺久子　赤ちゃんの精神保健：母子を守る社会風土の再生『こころの科学　特集＜赤ちゃんの精神保健＞』2012：166: 16- 23 日本評論社

資料7

小川富之氏（近畿大学法学部教授）コメント録
「離婚後の親子の交流と親権・監護・親責任」

１　はじめに

近畿大学法学部の小川富之です。離婚後の親子の面会交流について，私からは，比較法の観点でお話をしたいと思います。なお，シンポジウムの問題提起の際にも触れましたとおり，私たち学者，研究者の反省も踏まえてお伝えしたいと思います。

本日のシンポジウムのテーマについては，さまざまな観点から多様な意見が提示されていますが，子どもの最善の利益を実現するという目的の実現が最終的なゴールであるということでは皆さんの考えは一致していると思います。それを実現する過程について，意見が対立しているわけです。先ほどのマイヤー先生のお話のなかでもご指摘がございましたが，子どもの最善の利益に沿う形での親子の交流を実現する方法について，片親疎外症候群（ＰＡＳ）を懸念する立場から，また，ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や児童虐待を懸念する立場から，それぞれ異なる意見が主張されています。この問題に関しては，私としては，目的達成の過程で，子どもも含めた家族構成員にとって，どちらの方法がより危険度が高いか，また，より有害なのはどちらかという観点から考えるべきだと考えています。これを念頭においてお話をお聞きください。

２　諸外国における別居･離婚後の子の養育について

安定した家族関係の構築が今日の大きなテーマだと思います。ここでは，父母の離婚後も，子どもが適切な養育を受け，子の最善の利益を実現することができる環境をどのようにして実現していくかということを検討したいと思います。

この問題について，オーストラリアの最近の動向を紹介しながら考えてみたいと思います。オーストラリアでは，多くの欧米先進工業諸国と同様に，離婚後の子の養育に関して，かつての「Parental Authority （親権）」から，「(Joint) Custody （〔共同〕監護）」へ，さらに現在では「(Shared) Parental Responsibility （〔分担〕親責任）」という表現に変わり，父母による子の養育への関与が変更されてきたことがわかります。オーストラリア家族法は，２００６年と２０１１年に改正され，子の養育に関する考え方が大きく変更されました。２００６年の改正では，片親疎外症候群（ＰＡＳ）の観点から別居や離婚後も父母が子の養育に均等にかかわることを重視しました。２００６年家族法改正では「Shared Parenting Time（養育時間分担）」という表現が使われました。これは，別居や離婚後も父母による子の均等な時間配分での養育分担が望ましいと，一般の人々には受け止められたようです。この２００６年改正は，片親疎外症候群（ＰＡＳ）という考え方を背景にした，（別居や離婚後に）子と会う機会が制限されている親（多くは父親）の側から問題点を主張する「父親の権利擁護団体」の積極的なロビーイングにより実現されたといわれています。別居や離婚後も，父母が子の養育責任を分担し，養育に均等にかかわることで，子の最善の利益を実現するという理念での法改正でした。改正法の内容を詳細に分析すれば，必ずしも，「養育時間配分の均等」を原則として採用したわけではなかったのですが，多くの人たち，特に，別居親側（多くの場合は父親）は，そのように考えて行動したようです。法律の内容として，別居親の権利性を強める内容も含まれてはいましたが，それよりも，実態として，

別居親側からの権利主張が非常に強く為されたということのほうが重要でした。この２００６年改正は，世界的に大きな注目を集めました。この２００６年法の影響を受けて法改正をする国や地域もありました。しかしながら，オーストラリアでは，改正の直後から多くの問題点が指摘され，僅か５年後の２０１１年に再度の法改正が行われました。２０１１年改正は，２００６年改正の結果として問題が顕在化し，深刻の度合いを増したドメスティック・バイオレンスや児童虐待を防止するという，前回とは全く逆の観点が背景にありました。この改正のなかでは，ドメスティック･バイオレンスや児童虐待を含めた，より広い概念でファミリー・バイオレンスという表現が採用されました。これら一連のオーストラリアの改正の動きとその背景についてお話をいたします。

私たち学者，研究者の反省も踏まえてお伝えしたいと申し上げました。この点について，少しご説明いたします。「隣の芝は青いし花は赤い」ということがよくいわれます。自分のところよりも他所がよく見えるということですが，これを日本の制度と現状，諸外国の制度と現状に置き換えて考えていただければよくわかると思います。この点で，私たち学者，研究者が反省しなければならないということ，少なくとも私は反省して，研究やその成果の公表に努めようとしているわけです。オーストラリアを例にとれば，２００６年の法改正の理念である別居や離婚後の父母による子の養育責任の分担と，それに基づく法改正の状況について研究され，それが日本に紹介されてきました。確かに，円満な家族生活が継続しているときと同じように，仮に夫婦が別居や離婚をしたとしても，親子という繋がりではそれまで同様に父母が養育責任を分担していくという理念は，すばらしいことだと思います。日本にこのような紹介が為されたとすれば，オーストラリアのようなすばらしい制度をぜひ日本でも実現していこうということになるのも当然だと思います。オーストラリアの芝の青さと花の赤さが紹介されているわけですが，現実は必ずしもそうではなく，僅か５年で，全く逆な観点からの法改正が２０１１年に行われているわけです。比較法や外国法の研究をする場合，その対象国のよい側面を取り上げがちになる傾向が少なからずあるのではないでしょうか。これまでの研究成果の公表で，そのような傾向が少しでもあるとすれば，私も含めて反省をする必要があると感じています。自分の研究対象としている国では，解決困難な新たな問題に対して先進的な取り組みがなされているということが日本に紹介されるわけです。これとは逆に，自分の研究対象としている国では，取り返しのつかないような大きな失敗をしているということについての研究成果は，必ずしもそれほど積極的には日本に紹介されてきていないのではないでしょうか。「隣の芝は青く，花は赤い」と一般の人たちが感じるのはやむをえないことかもしれませんが，私たち学者や研究者は，芝や花の状況を正確に伝える役割を担っていると思います。

欧米先進工業諸国では，「共同監護」が採用されており，別居や離婚後も父母が継続して子の養育にかかわっているということが日本で多く紹介されてきました。これを受けて，日本では，離婚後は「単独親権」で，父母の一方が親権者として子を養育している。夫婦という関係は離婚により解消されたとしても，親子という関係は継続すべきであり，離婚後も父母が（婚姻中と同じように）共同で子の養育をすべきである。つまり，欧米先進工業諸国のような制度を日本にも導入し，離婚後も「共同親権」にすべきであるということが主張されているわけです。

私も，以前はそのように考えていたこともありましたが，国連の国際家族年を契機に，少し考

え方が変わってきました。実は，国際家族年が一つの契機になって，私も設立準備からかかわって「世界会議『家族法と子どもの人権』」を組織しました。この世界会議の第１回大会は，１９９３年にオーストラリアのシドニーで，第２回大会は１９９７年にアメリカのサンフランシスコで開催されました。第２回大会では，当時ファースト･レディーであったヒラリー・クリントンさんに議長をお願いしました。この大会では，先ほどからお話に出ている，カリフォルニアの「ウォーラースタイン家族問題研究センター」の創設者である，ジュディス・ウォーラースタイン先生に研究結果を発表してもらいました。私は大会の執行部でしたので，打合せも含めて先生からいろいろお話をうかがいました。皆さんもご存知のように，ウォーラースタイン先生はアメリカの心理学者で，離婚経験者を対象として，長期的に追跡調査を行い，離婚が子に及ぼす影響について貴重な研究成果を公表してきています。研究成果として，親が離婚した場合に，その子は精神的に強い衝撃を受け，親から見捨てられているのではないかという不安を持ち，学業成績が低下し，人間関係の形成にも影響が生じ，成人して社会に出てからもその影響が否定的に継続し，自分の婚姻および家族生活もうまくいかないことが多いといったことが指摘されています。このような研究成果は大きな論争を呼びましたが，多くの国や地域で関連する調査が実施され，ウォーラースタイン先生の研究成果が正しいことが確認されています。先生から指摘された問題をどのように解決するかが次の課題ですが，これに関して，ウォーラースタイン先生は，離婚後も父母が継続してかかわりを持つことができれば，離婚後の子に否定的な影響を与えることを軽減できる，ということを指摘されています。この指摘が，アメリカやヨーロッパでの別居や離婚後の「共同監護」制の導入に大きな影響を与えたわけです。離婚が家族に及ぼす影響について，多くのサンプルを対象に，５年，１０年，１５年，２０年，２５年にもわたって追跡調査し，その成果についてまとまった研究成果を公表するということでは，ウォーラースタイン先生がその草分けで，別居や離婚後の子の養育に関しては，今日まで大きな影響を与えてきています。私も，１９９７年に先生から直接お話をお聞きしたときには，日本のような単独親権制だと，離婚後の子の養育問題の解決は難しいのではないか，やはり日本も将来的には「共同監護」制を原則とするような制度作りが必要ではないか考えました。

１９８０年代にアメリカの一部の州で「共同監護」の制度が法制度として採用され，その後ヨーロッパに拡がっていきました。これら欧米先進工業諸国の「共同監護」制度の導入については，日本の先生方による研究が積み重ねられ，その成果が日本で公表されてきています。全てを把握しているわけではありませんが，傾向としては，「共同監護」制度の導入に関しては，肯定的なものが大多数のように思われます。私も，当初は，オーストラリアの制度についての研究成果を公表する際には，同じような傾向でした。

「世界会議『家族法と子どもの人権』」は，４年毎に開催しており，第３回大会は２０１１年にイギリスのバースでの開催となりました。実は，この前後から，大会で「離婚後の子の養育」が幾つかあるメイン・テーマの一つとして取り上げられるようになりました。いかにして「共同監護」の抱える問題点を克服していくか，というのが大きな課題となってきました。もちろん，離婚後も父母が「協調・協力して」子の養育に「適切に」かかわれる場合には問題ないわけです。しかしながら，そうでない場合には「共同監護」制のもとでは解決困難な状況が生じてしまうということが明らかになってきたわけです。世界会議以外の国際会議でも同様な問題が取り上げら

れ,「共同監護」を採用した多くの国々で生じている「共同監護の問題点」について研究している先生方から，研究成果の報告が行われ，激しい議論が交わされるようになりました。私が最も驚いたのは，国際会議の「別居や離婚後の子の養育問題」をテーマとするシンポジウムで，私が「日本の単独親権制」について報告をした際に，他のパネリストや会場から,「日本の単独親権制」について肯定的な意見が寄せられたことでした。

その後，私たちは,「世界会議『家族法と子どもの人権』」で「共同監護」の問題点について継続して取り上げ，この問題の解決に向けて，ワーキング･グループを作って検討を続けているわけです。「共同監護」という考え方から親の権利性が強まり，それにより，子の最善の利益を疎外するような状況が生じてしまったわけです。個々の問題については改めて扱いますが，たとえば，ドメスティック・バイオレンスや児童虐待が深刻な問題となってきたようです。２０１３年６月に世界会議の第６回大会をオーストラリアのシドニーで開催いたしました。私は国際顧問として「共同監護」に関するセッションを設定し，司会も担当しましたが，問題解決に向けた議論の中で，父母の権利性をいかにして軽減，払拭していくかということが議論の焦点でした。隣の芝は遠くから見たら青々としていたけれども，近寄ってよく観たらかなり枯れていたというのが現状のようです。花は遠くからは赤くてきれいに観えたが，一つ一つの花はかなり萎れかかったものが多かったということです。

３　日本の制度を考える上で必用なことは

日本では「共同親権」という表現が使われて，現在議論されています。欧米では，先ほどお話したように,「Parental Authority」「(Joint) Custody」「(Shared) Parental Responsibility」という表現に変わってきています。日本語で表現すれば，親権から監護へ，さらに親責任へと変化しているわけです。それも，最近では,「共同」監護から親責任の「分担」へ変わり，共同や権（利）という概念は法律の文言からは無くなってきています。日本の状況を考えると，法律上は「親権」という表現が使われています。私たちは，大学の講義の際に「親権」は「親が子に対して有する権利義務の総称で，権利というより義務の色彩が強い，または，権利ではなく義務が中心である」といったような説明をしています。学生に理解してもらっているかどうかは別にして，少なくとも，一般の方は「親権」と書いてあれば「親の権利」という意味で捉えるのではないでしょうか。この親権は英語では「Parental Authority」ということになります。注意していただきたいのは，日本では「共同親権」の枠組みの中で議論をしているということです。法務省が公開している英語の表記でもはっきりと「Parental Authority」という書き方をしています。このように権利性が非常に強い表現のままだということを認識する必要があります。

私たちが欧米先進工業諸国における別居や離婚後の子の共同養育をどのように理解しているかという点についても考えてみる必要があります。私も当初は誤解していましたが,「共同監護」制を採用している国々では，別居や離婚後も父母が均等に子の養育にかかわっている，または，均等に近い形でかかわっているというふうに認識しているのではないでしょうか。例えばイギリスの最近のサンプル調査によれば，２０１１年の報告書ですが，離婚後に父母が均等にかかわっているのはわずか３％です。残りの９７％は基本的には同居親のもとで生活をしており，大部分の時間を同居親とだけ過ごしているということです。もちろん別居親と面会交流している比率は日

本よりは高いかもしれませんし，頻度も多いかもしれませんが，「単独親権」制を採用している日本の状況とそれほど大きくは変わらないというのが現状のようです。私は，限られた時間内で，オーストラリアの最近の動向を中心にコメントをするというのが今日の役割なので，この問題については別の機会に詳しいお話をさせていただきたいと思います。

オーストラリアでの法改正には，子と会う機会の無い，または，少ない別居親側，多くの場合は父親ですが，その要望が大きく影響を与えてきたといわれています。父親の権利擁護団体からの「Shared Parenting Time」，つまり養育時間の均等な分担を原則とする法改正が強く求められ，その影響を受けて２００６年の法改正が行われました。この法改正の結果を整理して紹介すると次のとおりです。

- 別居や離婚をする人たちが子の養育に関する問題を裁判所で争う事例が増加した。
- 父母間に葛藤のある人たちに関しては，（それぞれ）養育分担の要求が非常に強くなり，結果として養育分担の比率や時間配分が高まった。
- 別居や離婚した人たち全体としては，子の養育分担の状況には大きな変化は生じなかった。

この結果が何を意味しているかについて，オーストラリアの調査報告書では，次のようにまとめられています。

- 別居や離婚後の子の養育に関しては，２００６年改正前は，多くの場合，父母間の（円満な）話し合いで解決がなされ，子の養育の必要に応じた養育の形態が実現されていた。
- 法改正は，子の養育に関して対立のある父母で，子との交流を制限される側に，「子の養育時間の均等な配分」を原則とするという認識を持たせ，父母間の紛争性をさらに高めた。
- 本来であれば，当事者の（円満な）話し合いで解決していた子の養育問題まで裁判所で争われるようになった。
- 結果として，父母間の葛藤をより高めることになり，高葛藤事例での共同養育の比率と，時間配分の割合を高める事態が生じた。

これは，親の権利性を高める方向での改正がなされた場合に，どのような親がその権利を主張することになるかを考えてみれば，当然予想される結果だと思われます。少なくとも，従来から，協調・協力して，適切に子の養育をすることができる父母にとっては，この法改正は全く必要のないものでしたが，逆に，そのような対応ができない父母にとっては，自分の権利主張をする上で非常に有効な武器を与えることになったわけです。

２００６年の法改正の背景には片親疎外症候群（ＰＡＳ）の考え方があったことについては既に説明しましたが，これに付随して，いわゆる「フレンドリー・ペアレント（友好的な親）」条項が規定に盛り込まれました。また，養育時間の均等な配分を求める主張が背景にあるということについても触れましたが，これに付随して「子の養育費の履行確保」にも影響が生じました。

「フレンドリー・ペアレント」条項の影響で，ドメスティック・バイオレンスや児童虐待が潜在化する結果が生じました。裁判所で子の養育について争われた際に，同居親側がドメスティック・バイオレンスや児童虐待を主張した場合に，その証明が十分にできないときには，相手方と子との交流を不当に疎外しようとする「フレンドリーでない」親とみなされ，子の養育には不適

切であると認定されてしまいます。最悪の場合には，相手方に監護親としての子の養育責任を渡さなければならない事態が生じることにもなりかねないわけです。そこで，実際には，ドメスティック･バイオレンスや児童虐待があったとしても，あえて主張せずに，自分が同居親として子の養育を継続できることを確保するということが多く生じました。子の養育費に関しては，別居親側の父親のもとで子が過ごす時間が多くなったことから，それに応じて父親が母親側に支払う養育費の支払額の減額が求められることになりました。養育費の支払額が少なくなっても，同居親である母親が子の養育に要する費用の主たる部分，たとえば，衣食住，教育，医療といったような基本的に必要とされる費用はそれほど変わりません。したがって，別居親が子と面会する比率が高まり，時間配分が高まれば高まるほど，母親からすると子の養育に必要な費用という点ではより厳しい状況となるという皮肉な結果となりました。他にも，「リロケーション（転居制限）」の問題，つまり，別居親の同意がなければ同居親が子を伴って転居することができないという問題，財産分与にも影響が生じる等，多くの問題が顕在化し，更なる法改正の必要性が認識されることになったわけです。

このような理由から，２００６年法は僅か５年で見直され，ドメスティック・バイオレンスや児童虐待からの保護といった方向性で，親の権利性を軽減，払拭するための規定を盛り込む形で再度改正がなされたわけです。この法律が施行されてからまだそれほど時間が経過していないので，その評価については，これから注目していきたいと思いますが，子の安全を最優先にして対応するという点では効果が上がっているようで，前回の２００６年法のように改正当初から多くの問題点が指摘されたというようなことは無いように思われます。

４　おわりに

日本では「共同親権」制の導入が議論されており，法律関係の研究者および実務家の中では，これを肯定する見解が多数を占めているようです。もちろん，最終的なゴールは，離婚後の子の養育に関して，子の最善の利益を実現するということです。そのために，父母がどのようにして協調し協力して適切に子の養育にかかわれる環境を作り出すかということを検討しなければならないわけです。「共同親権」制を導入すれば問題なくそれが実現できるというのであれば，全く異存はありませんが，諸外国の動向，特に，父母の権利の共同性を強める，または，少なくともそのように一般に理解されるような法改正がどのような結果を生じさせたかについては，たとえばオーストラリアの最近の動きを見てもおわかりいただけると思います。私たちは，諸外国の「共同性」の問題点について十分研究したうえで，その対策を議論する必要性があるのではないでしょうか。

日本では，親権者として子と同居している母親が父親の面会交流の要望を不法・不当に拒絶しているといった主張がなされます。父母間の葛藤を高め，離婚問題の紛争性が長期化し困難度を増す要因の一つとして，単独親権制のもとでの父母の親権争いが指摘されています。また，これらと関連して，離婚後に親権者にならなかった父親が子の養育費の支払いを怠るという事態が生じていると主張されています。少なくとも，オーストラリアの最近の動向を見る限り，「共同性」を強めることによってこれらの問題が解決するとは考えられません。

子どもも含めた家族構成員にとって，より危険度の低い，悪影響の少ない方法を選択すべきで

あると指摘しましたが，ドメスティック・バイオレンスや児童虐待から子を守るという点から考えた場合には，別居親の権利性をより軽減する方向での対応が望ましいと思われます。父母が離婚後も強調・協力して適切に子の養育ができる場合には，現在の「単独親権」制でも何の問題もありません。しかし，父母間に葛藤があり，協調が望めない，また，協力が難しい場合に，「共同親権」制を導入すれば適切に子の養育ができるようになるのでしょうか。そこに何らかの暴力の危険性がある場合には「共同親権」制がどのように影響することになるのでしょうか。もちろん，子の生命身体に危険が生じるような場合には「共同親権」制での例外措置を講じることになるでしょうが，逆に，現在の「単独親権」制を原則として，子の最善の利益の実現に向けた法改正では対応ができないのでしょうか。

離婚後の子の養育問題を考える場合には，今日お話した以外にも多くの検討課題が存在しています。たとえば，欧米先進工業諸国の多くでは，離婚原因としての婚姻破綻を一定期間の別居の継続で認定するという法定別居制度を導入し，離婚手続から有責性の概念が払拭されています。つまり，離婚の際に夫婦間で相手の有責性を攻撃して争うことは無く，離婚慰謝料という概念も存在しません。離婚するためには，まず父母として離婚後にどのように子の養育をするかについて協議しなければならないわけです。離婚の際の財産分与や，子の養育費に関しては，当事者が対立することなく客観的に決定され，履行確保の制度も整備されています。夫婦間，父母間に対立がある場合には，別居や離婚の前段階から家族問題にかかわる多様な専門家の協力体制が整えられており，離婚後も継続的に経過を観察し必要に応じた専門家による関与が制度化されています。また，政府が十分な予算を配分して，家族問題について研究するための機関が設立され，必要に応じた調査が実施されています。オーストラリアの「ファミリー・リレーション・センター」や「家族問題研究所（Australian Institute of Family Studies)」などは大いに参考になると思います。

「共同監護」を採用している国々では，このような法整備や環境整備が既に整えられているわけですが，それでも，子の養育について多くの問題が生じており，いかにして父母の権利性を軽減，払拭するかということが議論されているわけです。これに対して，日本では，「共同親権」制の導入という形で議論されているわけです。もちろん，親の権利としてではなく親の義務として議論を進めるようですが，まず表現の変更から検討すべきでしょう。父母の離婚後も，子どもが適切な養育を受け，子の最善の利益を実現するという目標やゴールについて，考えは一致しています。ただ，これをどのようにして実現するかという，その方法について，「共同親権」と「単独親権」の立場からそれぞれ異なる意見が主張されているわけです。「共同親権」の考え方を全面的に否定するわけではありませんが，まず，欧米先進工業諸国のように，子の養育費の履行確保制度を確立する等の離婚後の子の生活に必要な法整備が不可欠です。そのうえで「共同監護」制を導入している国々の抱える問題を詳細に調査検討し，解決の目処をつけた上で，「共同親権」を日本に導入する可能性についての検討をすべきではないでしょうか。少なくとも，現時点では，日本で長期にわたり採用されてきた「単独親権」制を原則とする法改正を検討し，このような対応では，子の最善の利益の実現が不可能な場合に，初めて次の対応を検討すべきだと考えます。

以上，ご清聴ありがとうございました。

オーストラリア政府ＨＰより
http://www.ag.gov.au/FamiliesAndMarriage/Families/FamilyViolence/Documents/Fact%20Sheet%20Changes%20to%20Family%20Law%20from%207%20June%202012.pdf

資料8

Changes to Family Law from **7 June 2012**

From 7 June 2012, changes to Family Law will take effect that will place children and their safety front and centre in family law matters.

The Australian Government strongly supports happy, healthy relationships between children and their parents and supports shared care where this is safe for the child.

Unfortunately, more than half of the parenting cases that come to courts involve allegations by one or both parties that the other has been violent. Family violence and child abuse cannot be tolerated under any circumstances. This is why the Australian Government has amended the Family Law Act to:

- Prioritise the safety of children in parenting matters by giving greater weight to the protection from harm when determining what is in a child's best interests.
- Change the definition of 'family violence' and 'abuse' to reflect a contemporary understanding of what family violence and abuse is by clearly setting out what behaviour is unacceptable, including physical and emotional abuse and the exposure of children to family violence.
- Better target what a court can consider in relation to family violence orders as part of considering a child's best interests.
- Strengthen advisers obligations by requiring family consultants, family counsellors, family dispute resolution practitioners and legal practitioners to prioritise the safety of children.
- Ensure the courts have better access to evidence of family violence and abuse by improving reporting requirements.
- Make it easier for state and territory child protection authorities to participate in family law proceedings.

These changes will help people within the family law system to better understand, disclose and act where there are family violence and child abuse concerns.

Family courts will be able to access better information on which to assess risk to families and the best interests of children, helping to improve the appropriateness of parenting orders.

The Family Law Act will continue to promote a child's right to a meaningful relationship with both parents where this is safe for the child.

WHAT THE FAMILY VIOLENCE ACT DOES NOT DO

The Family Violence Act does not 'roll back' the 2006 shared parenting reforms. Parenting arrangements will continue to be made in a way that promotes a child's right to have a meaningful relationship with both parents where this is safe.

The Family Violence Act will not impact outcomes for separating families where there are no family violence or child abuse concerns. For those cases where there is no risk of violence or abuse and it is in the child's best interests, the courts will continue to apply the presumption of equal shared parental responsibility and consider equal time or, as the case requires, substantial and significant time.

The family courts will not lose the ability to award costs where a party knowingly makes false statements. The family courts will retain a broad power to make costs orders. In addition, it remains a criminal offence to knowingly make a false statement during court proceedings.

For further information about the changes to Family Law, contact: Attorney-General's Department Website **www.ag.gov.au/familyviolenceact**

「２０１２年６月７日より、子ども及び子どもの安全を家族法問題の前面・中心に据えた改正家族法が発効します。」

オーストラリア政府は、子どもとその両親との間の幸福で健康的な関係を積極的に支援し、子どもが安全である限りは、共同養育を支持します。

残念なことに、裁判所で問題となる監護養育事件の半数以上は、一方もしくは双方の親から、相手が暴力的であったとの申し立てがなされています。家庭内暴力・児童虐待は、どんな状況であっても許されるものではありません。これが、オーストラリア政府が、家族法を以下のように改正した理由です。

・ 監護養育問題においては、子どもの安全を最優先し、個々のケースで、子どもの最善の利益とは何かを判断する際、子どもの保護により大きなウエイトを置く。
・ 「家庭内暴力」及び「虐待」の定義を、今の時代における認識を反映して変更する。これには、身体的虐待や情緒的虐待、また子どもを家庭内暴力にさらすことを含めることとし、いかなる行動が許されないかを明確にすることにより行う。
・ 個々のケースにおける子の最善の利益を考慮する一環として、家庭内暴力に対する命令に関し、裁判所が何を考慮出来るかを明確にする。
・ 家庭相談員・家庭問題カウンセラー・家庭内紛争解決専門家・法律家などのアドバイザーに、子どもの安全を最優先することを求め彼らの義務を強化する。
・ 報告の必要条件を改善することにより、裁判所が家庭内暴力や虐待の証拠により確実にアクセスできるようにする。
・ 州や地域の児童保護関連機関が、家事裁判手続に関与することを容易にする。

これらの改正は、家庭内暴力や児童虐待の懸念が存在する場合に、人々が家族法制度をよりよく理解し、事実を明らかにし、適切な措置を行うことを助けます。

家庭裁判所は、家族にとってのリスク評価や、子の最善の利益の評価のため、より適切な情報を入手することが出来るようになり、監護養育に関する命令をより適切に改善できます。

なお、この家族法は、子どもの安全が確保できる限り、子どもが、双方の親との間で有意義な関係を築く権利を推進することにかわりはありません。

「この家庭内暴力法が行わないこと」
家庭内暴力法は、２００６年の共同監護養育に関する改正を巻き直すものではありません。子どもが安全である場合には、子どもの、双方の親との間で有意義な関係を持つ権利を推進する方向で養育監護の調整が行われます。

家庭内暴力法は、家庭内暴力や児童虐待の懸念が存在しない別離家族の結論に影響を及ぼすことはありません。家庭内暴力や児童虐待の懸念が存在せず、それが子どもにとって最善の利益であると判断されるなら、裁判所は、双方の親に均等な養育監護の責任を認め、養育監護の時間を均等にすることを認めるし、個々のケースによっては、均等どころか、相当程度多くの時間の養育監護を認めることもあります。

家庭裁判所は、意図的に虚偽表示を行った者に対し、必要な費用の負担を命ずる権限を失わない他、当該命令を発する幅広い裁量を持ちます。加えて、訴訟手続中に意図的に虚偽表示を行った者は刑事罰に問われることとなります。

資料10

NGO「Women's Legal Service Victoria」HPより
Guide to the Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Act 2011 **(抜粋)**
http://womenslegal.org.au/files/file/AMENDED%20FINAL%20FLLA%20UPDATE%2012.07.12%20(For%20circulation).pdf

The table below sets out the relevant sections of the *Family Law Act* (FLA) and an explanation of the changes:

Amendment	**FLA section**	**Substance of the amendment**
New definition of 'family violence'	s.4AB	The new, broader definition of 'family violence' will include socially and financially controlling behaviour and exposing a child to family violence.
Broader definition of 'abuse'	s.4(1)	The amended definition of 'abuse' will include serious neglect and causing a child serious psychological harm. Serious psychological harm includes a child being subjected to or exposed to family violence.
Primary considerations in determining best interests - greater weight to be given to child safety	s.60CC(2A)	The amendment requires that the court give greater weight to the 'need to protect the child from physical or psychological harm, from being subjected to, or exposed to, abuse, neglect or family violence' over the benefit of the child having a meaningful relationship with both parents.
Additional considerations in determining best interests - removing 'friendly parent' provision	repealed s.60CC(3)(c), (4) & (4A)	The court will no longer be required to consider the 'willingness and ability' of a parent to facilitate a relationship with the other parent in determining the best interests of the child.
Additional considerations in determining best interests - new consideration of parental involvement	s.60CC(3)(c) and (ca)	The court may additionally consider the extent to which each parent has fulfilled his or her obligations to maintain the child, the extent to which he or she has taken the opportunity to participate in decision making in relation to the child as well spending time with and communicating with the child.
Additional considerations in determining best interests – broader scope of family violence orders	s.60CC(3)(k)	The court may consider a broader scope of family violence intervention orders as the Act removes the requirement that orders be 'final' or 'contested'. The change will capture interim orders, orders made by consent or orders that are no longer current.

©Women's Legal Service Victoria 2012

New adviser obligations	s.60D	'Advisers' who discuss matters arising under Part VII of the *Family Law Act* and parenting plans, will be required to encourage parents to consider their child's best interests as paramount and where the child is at risk of harm, to advise parents that this should be given greater weight over the benefit of a meaningful relationship with both parents. 'Advisers' include legal practitioners, family counsellors, family dispute resolution practitioners and family consultants.
Disclosure of family violence	repeal of s.60K new s.67ZBA & 67ZBB	Where an 'interested person' raises an allegation of family violence or risk of family violence as a consideration for the court, the 'interested person' will be required to file and serve a notice with details of the allegations. Whilst section 60K will be repealed, its substance, requiring the court to take prompt action once a notice is filed, is included in new section 67ZBB. 'Interested persons' include a party to the proceeding, an independent children's lawyer or another person prescribed by the rules.
New requirement to disclose child protection matters	s.60CH & s.60CI	Parties to the proceeding will be required to notify the court of any child protection matters including any notifications or investigations.
Removal of mandatory cost orders	repeal of s.117AB	The court will no longer be compelled under this section to order costs against a party that makes a false allegation or statement.
Immunity from costs order for state, territory or commonwealth child protection authorities	s.117	If a child protection authority intervenes to become a party to a Family Court proceeding and acts in good faith, the authority is immune from cost orders.
Giving effect to the Convention on the Rights of the Child	s.60B	The Act gives effect to the Convention by including an additional object of Part VII of the FLA.

Disclaimer: The information in this guide is intended only to provide a summary and general overview of the changes. It is not intended to be comprehensive nor does it constitute legal advice.

©Women's Legal Service Victoria 2012

改正内容	家族法（FLA）のセクション	改正内容の説明
「家庭内暴力」の新しい定義	セクション4AB	より広義になった「家庭内暴力」の新たな定義には、家族を社会的および経済的に支配する行為や、子どもを家庭内暴力にさらす言動が含まれました。
「虐待」の定義の広義化	セクション４（1）	「虐待」の定義が改正され、深刻な養育放棄（ネグレクト）や、子どもに重大な精神的危害を与えることが含まれました。子どもへの重大な精神的危害には、子どもを家庭内暴力に従わせること、さらすことが含まれます。
子の最善の利益を判断する際の最優先検討事項 －子どもの安全確保をより重視すること	セクション60CC（2A）	この改正は、裁判所に、両親と有意義な関係を築くことで子どもにもたらされる利益よりも、「子どもを、身体的もしくは精神的危害から守る必要性や、虐待、養育放棄または家庭内暴力を受けたり、さらされたりすることから守る必要性」の方に重きをおくよう求めています。
子の最善の利益を判断する際の追加的検討事項 －「友好的な親ルール」条項の削除	セクション 60CC（3）（c）、（4）および（4A）の廃止	この改正により、裁判所は、子の最善の利益を判断する際に、一方の親が、他方の親との関係を構築しようとする「姿勢と能力」の有無を検討する必要がなくなります。
子の最善の利益を判断する際の追加的検討事項 －「親の関与」の検討	セクション 60CC（3）（c）および（ca）	この改正により、裁判所は、追加的に以下のことを検討することができます。すなわち、それぞれのが、子どもの扶養義務をどの程度果たしているか、子どもに関する決定にどの程度関与しているか、また子どもと一緒に過ごしたりコミュニケーションをとるのにどの程度時間を費やしているか。
子の最善の利益を判断する際の追加的検討事項 －家庭内暴力への裁判所命令の範囲の拡大	セクション 60CC（3）（k）	裁判所は、より幅広い当該命令を下せるようになりました。裁判所が考慮する家庭内暴力への命令は「確定した」または「異議を経た」命令でなければならないという要件が家族法から削除されたためです。なおこの改正は、暫定命令、和解のあった裁判、期限の終了した命令にも適用されます。

助言者の新たな義務の追加	セクション 60D	*家族法*のパートVIIが適用される問題や子どもの養育計画について助言する「助言者」は、子の最善の利益を最優先に考えることを両親に対して奨励しなければならなくなった他、子どもに害が及ぶリスクがある場合、子が両親と有意義な関係を築くことで得る利益より、当該リスクに重点を置くよう両親へ助言しなければならなくなりました。 なおこの「助言者」には、弁護士、ファミリー・カウンセラー、家庭内紛争解決の専門家およびファミリー・コンサルタントが含まれます。
家庭内暴力に関する情報の開示の義務化	セクション60Kの廃止 セクション 67ZBA および 67ZBB の新設	「利害関係者」が裁判所に考慮すべき事項として、家庭内暴力がある若しくはそのリスクがあると主張する場合、その「利害関係者」はその詳細を整理して提出するよう求められるようになります。なおこの改正により、セクション60Kは廃止されますが、新設されるセクション67ZBBには、セクション60Kと実質的に同じ内容（前述の開示書が提出された場合には速やかに必要な法的措置を開始するよう裁判所へ求める内容）が含まれています。 またこの「利害関係者」には、法的手続の当事者、子どもの独立弁護士または他の規則により規定される関係者が含まれます。
子どもの保護に関する事項の開示	セクション 60CH および 60CI	この改正により、法的手続の当事者は、子どもの保護に関する事項（告知事項または調査事項を含む）を裁判所へ開示しなければならなくなります。
義務的費用支払命令の廃止	セクション 117AB の廃止	この改正により、裁判所は、虚偽の申し立てまたは表示を行った当事者に対しこのセクションに基づき費用支払命令を義務的に下すことがなくなります。
州、地域またはオーストラリア連邦の子どもの保護に関する各機関を費用支払命令の対象から除外する措置	セクション 117	子ども保護機関が介入して家庭裁判所の手続きの当事者となり誠実に行動する場合、子ども保護機関は、費用支払命令の対象から除外されます。
子どもの権利条約の発効	セクション 60B	この改正により、FLA のパート VII に条項が追加され、子どもの権利条約が発効します。

Family Justice Review 委員会は，司法省（the ministry of Justice)と教育省(the ministry of Education) 及びウェールズ政府の委任を受けて，２０１０年に発足しました。イングランド＆ウェールズにおける家族法システム全体を見直し，効果的で迅速な家族紛争の解決に向けて，家族法システムを見直すべきであるという社会認識を受けて，その審議を行ない，最終報告書にまとめたものです。

レビューの狙いは，子どもと傷つきやすい成人を有害なリスクから守りつつ，家族が，子の最善の利益に適った簡易シンプルで能率的な合意に到達できるためのシステムを構築することにあるとされ，離婚後の子どもの監護養育に関しては，以下のような最終報告をまとめています。

（ https://www.gov.uk/government/policies/making-the-family-justice-system-more-effective ）

Distrust of other parts of the system is not always well founded. Prejudice against care as an option for children and distrust of local authorities are fuelling delays in the system. It is of course right that we endeavour to keep families safely together but we must also be quicker to recognise when this is not possible. Research shows that the majority of maltreated children who are looked after by authorities will do better in terms of their wellbeing and stability than those who remain living at home. Courts need to recognise the limits of their ability to foresee and manage what will happen to a child in the future. They must also learn to trust local authorities more.

In private law we of course believe strongly that most children benefit from a relationship with both parents post separation. The question is how best to achieve this. Shared parenting should be encouraged where this is in the child's interests. In our view the best way to achieve this is through parental education and information combined with clear, quick processes for resolution where there are disputes.

We are aware that some will be disappointed by our decision to recommend against a legal presumption around shared parenting and to step back even from the recommendations we made in this respect in our interim report. The evidence we received showed the acute distress experienced by parents who are unable to see their children after separation. This is an issue we know countries around the world try to tackle, and fail. Our conclusion was reached reluctantly but clearly. The law cannot state a presumption of any kind without incurring unacceptable risk of damage to children. Progress depends on a general social expectation of the full involvement of both parents in the lives of their children before separation, not on changes in the law.

Again, I wish finally to thank my fellow panel members for their huge and creative commitment. And on their behalf and my own I thank most warmly Jodie Smith and the secretariat for their knowledge, thought, judgement, graft and patience. It has been a pleasure to work with you all.

ii Executive Summary

1. We published our interim report in March. This is our final report, which reflects our conclusions following well over 600 responses to our consultation and input from meetings in many parts of the country. We have also had the benefit of the Justice Select Committee's report on the operation of the family courts, published in July.

2. This final report aims to be a free standing document but does not analyse the issues facing the family justice system in the detail of the interim report. It sets out our final recommendations for reform, highlighting where these have changed and where they have not. It also includes expanded sections on the involvement of children and on workforce development.

Why change is needed

3. The family justice system deals with the failure of families, of parenting and of relationships, often involving anger, violence, abuse, drugs and alcohol. The decisions taken by local authorities and courts have fundamental long term consequences for children, parents and for society generally.

4. There was general agreement that the legal framework is robust. We should be proud of this and in particular the core principle that the welfare of the child should be the paramount consideration in all decisions affecting them.

5. But the family justice system also faces immense stresses and difficulties. Some apply only in public law or private law but others are more systemic. Respondents to the consultation shared our deep concern about the way the system currently operates, and there was widespread agreement about our diagnosis.

   - Cases take far too long. With care and supervision cases now taking on average 56 weeks (61 weeks in care centres) the life chances of already damaged children are further undermined by the very system that is supposed to protect them. And in private law, an average of 32 weeks allows conflict to become further entrenched and temporary arrangements for the care of children to become the default.
   - The cost both to the taxpayer and often the individual is high. Many respondents saw a need for increased spending. But we are not convinced that current resources are spent in the most efficient and effective way.
   - Both children and adults are often confused about what is happening to them. The need to address this will rise with the likely increase in the number of people who represent themselves in private law cases.
   - Organisational structures are complicated and overlapping, with no clear sense of leadership or accountability. No one looks at the performance of the system as a whole.
   - Individuals and organisations across different parts of the family justice system too often do not trust each other.

parental responsibilities.[104] Parents should discuss the arrangements with their child and review them as he or she develops or circumstances change.

4.13. Where parents require further support they should attend a mediation information and assessment meeting (MIAM) (paragraphs 4.83 – 4.85). Following a MIAM we recommend that all parents should attend a Separated Parents Information Programme (PIP), (paragraphs 4.87 – 4.90). PIPs should support a better understanding of parental responsibility and the importance of a continued relationship with both parents where this is safe. PIPs should complement the information parents received on the information hub and the principles set out in guidance, a kind of code of practice.

4.14. If parents have not reached agreement by this stage we propose they should attend a dispute resolution service such as mediation (paragraphs 4.94 – 4.99). This should be centred on the best interests of the child and embody the principles of shared parental responsibility. Mediators may also find Parenting Agreements a useful tool. If dispute resolution has failed to lead parents to agreement they would then be able to apply to court. Here the Children Act 1989 explicitly makes the child's welfare the court's paramount concern. A clear principle in case law is that it is in a child's best interests to have a continued, meaningful relationship with both parents following separation where this is safe. (A particular question is whether this principle should be set out in primary legislation. We discuss that in paragraphs 4.22 – 4.40).

4.15. If cases go to court we recommend the introduction of a 'child arrangements order', to replace contact and residence orders and to cover all issues related to a child's upbringing (paragraphs 4.55 – 4.68). The new order would aim to move discussion away from loaded terms such as residence and contact to focus on the practical issues of the day to day care of the child. The First Hearing Dispute Resolution Appointment (FHDRA) will be retained, after which, if the dispute is not resolved, a case will be allocated to a simple or complex track depending on complexity.[105] We also propose more effective case management and judicial continuity to ensure cases are resolved more quickly, to avoid delay and to prevent unsatisfactory interim arrangements from becoming the norm.

4.16. We recommend swift enforcement where court orders are breached with the case returning to the same judge (paragraphs 4.152 – 4.155).

General education and legislation

4.17. In the interim report we set out the following recommendations:

- *parents should be given a short leaflet when they register the birth of their child, providing an introduction to the meaning and practical implications of parental responsibility;*

[104] See interim report paragraphs 5.90 – 5.92 for further discussion.

[105] At the FHDRA the court, in collaboration with the Cafcass Officer, and with the assistance of any mediator present, will seek to assist the parties in conciliation and in resolution of all or any of the issues between them. Any remaining issues will be identified, the Cafcass Officer will advise the court of any recommended means of resolving such issues and directions will be given for the future resolution of such issues.

- *no legislation should be introduced that creates or risks creating the perception that there is a parental right to substantially shared or equal time for both parents;* and
- *a statement should be inserted into legislation to reinforce the importance of the child continuing to have a meaningful relationship with both parents, alongside the need to protect the child from harm.*

4.18. We recommended in our interim report that parents should be given a short leaflet when they register the birth of their child, to give them an introduction to the meaning and practical implications of parental responsibility. This is often a time when families receive a variety of information to support them in the upbringing of their children, for example *The Pregnancy Book* published by the Department of Health. Wherever possible these materials should also include information on parental responsibility. It may also be useful to develop a richer statement of what it means to parent and the decisions that may be needed, analogous perhaps to the Code of Practice under the Mental Capacity Act (2005). This sets out core principles and methods for making decisions and carrying out actions in relation to personal welfare, healthcare and financial matters affecting people who may lack capacity to make decisions for themselves. Leaflets are a small step and capable of caricature, but could have some impact if parents read them during pregnancy and when their child has just been born.

4.19. Strong involvement of both parents with their children before separation helps ensure that this continues after separation. Research shows that when parents share parenting more fully before separation they will be more likely to share parenting after separation.[106] But with or without that the need after separation is to keep both parents focused on what is best for their children. This will include persuading each to recognise the importance of the other in the child's life and the need for the child to keep a meaningful relationship with both parents where it is safe to do so. Separating parents must be encouraged, in consultation with their children, to develop flexible agreements to fit their circumstances.

4.20. Parenting after parting is one of the most important, difficult, sensitive and emotive areas of family law. As we noted in the interim report many parents, usually fathers, feel that the private law system is biased. We found that advice given by solicitors to non resident parents is based on court norms and typical case outcomes, which can perpetuate this perception.[107] However, courts start from the principle that contact with both parents will be in the interests of the child, unless there are very good reasons to the contrary. One study noted that courts:

[106] Trinder, L. (2010) *Child and Family Law Quarterly*, vol 22, no. 4, 475-498.

[107] See *Family Justice Review Interim Report* (2011) paragraphs 5.33 – 5.36 for a more detailed discussion of this. The literature review published alongside this report found "evidence on outcomes of applications to court for contact and residence [which] suggest[s] that the principle of the *status quo* is often applied in residence cases" Giovannini, E. (2011) *Outcomes of Family Justice Children's Proceedings - a Review of the Evidence*, Ministry of Justice. We note that in most cases this will usually mean the child lives with their mother.

… make great efforts to secure this; and in most cases they are successful. Nor are the amounts of contact that non-resident parents end up with negligible, though they may not be as much as some of them would wish.[108]

4.21. The research found no evidence that courts are biased against non resident parents.

4.22. We made clear in our interim report and have again emphasised it earlier in this report our view that children benefit from a relationship with both parents post separation, where this is safe. The question is how best to achieve this without inadvertently encouraging arrangements which involve frequent changes of carer or home for a very young child, or exposing children to ongoing parental conflict. In particular the issue for us was to recommend what role the law and the courts should play.

4.23. Drawing on international and other evidence we opposed legislation to encourage 'shared parenting'. The evidence showed that people place different interpretations on this term, and that it is interpreted in practice by counting hours spent with each parent, disregarding the quality of the time. The thorough and detailed evidence from Australia showed the damaging consequences for many children. So we recommended that:

- *no legislation should be introduced that creates or risks creating the perception that there is a parental right to substantially shared or equal time for both parents.*

4.24. Our opposition to legislation that might give rise to a shared parenting presumption attracted a large response in consultation. Charities, legal and judicial organisations and academics (including Professors Helen Rhoades, Liz Trinder, Rosemary Hunter and Judith Masson and the Network on Family Regulation) supported the panel's stance.

I am encouraged that the Review has opted against a shared care presumption. That is entirely consistent with the research evidence on what works for children.

Professor Liz Trinder, consultation response

4.25. Against this, many individuals – typically grandparents, fathers and unidentified respondents – said that a presumption of shared parenting is necessary in order to ensure that both parents remain involved with their children post separation. It was argued that decisive steps are required and a clear message needs to be sent.

There MUST be an assumption of shared parenting from the outset. It has been proven that children have a better outcome if both parents remain involved in their upbringing.

Grandparent, consultation response

[108] Hunt, J. and Macleod, A. (2008) *Outcomes of applications to court for contact orders after parental separation or divorce,* Ministry of Justice.

4.26. Many contributors took strong positions, citing gender imbalance, bias and institutional wrongdoing within family justice; others maintained that there is insufficient evidence against shared parenting to suggest that it should not be the primary consideration of the court.

4.27. Having thoroughly reconsidered the evidence, we remain firm in our view that any legislation that might risk creating an impression of a parental 'right' to any particular amount of time with a child would undermine the central principle of the Children Act 1989 that the welfare of the child is paramount. We also believe that legislation is a poor instrument for social change in this area. We were told in Sweden for example that shared parenting arrangements after separation have been increasing, but only because they are now more common before separation.

4.28. So we maintain our view that the focus should instead be on supporting and fostering a greater awareness of shared parental responsibility and on the duties and roles of both parents from birth onwards. Legislation is not the means through which to achieve this. As one legal adviser, responding to the online consultation put it: '*education, not legislation*.' This is the intention of the proposals set out in this chapter.

4.29. In the interim report we also recommended:

- *a statement should be inserted into legislation to reinforce the importance of the child continuing to have a meaningful relationship with both parents, alongside the need to protect the child from harm.*

4.30. Many contributors – typically fathers and grandparents – supported it as an important step to "*reflect how society has changed and give hope to the thousand of fathers who wish to have an active and appropriate engagement in their child's upbringing"*.[109] Many people responded out of painful personal experiences.

4.31. Often, however, these contributors conflated our more limited proposal with a move toward a presumption of shared parenting. Such confusion itself illustrates the dangers of any attempt at legislative change.

4.32. Other supporters also felt the proposal would be a useful step, part of a wider move to change the culture of private law cases and to reflect the body of case law that has developed around contact and residence disputes.

> *The Law Society supports this proposal as it would strengthen the principles behind the Children Act 1989 which recognise the importance of children having a meaningful relationship with both parents.*
>
> The Law Society, consultation response

4.33. However whilst the Law Society agreed with the principle they had doubts about its application, insisting that care must be taken to avoid misinterpretation of any legislation as a presumption of shared time. The British Association of Social

[109] Father, consultation response.

Workers also supported the principle, but argued it "*must never come at the expense of welfare concerns about children*".[110]

> *Should this proposed change in the law be progressed we feel it must be expressed in terms of the welfare/rights of the child and must be accompanied by VERY clear information for parents and children which clarifies that the interests of the child must remain paramount.*
>
> The Children's Society, consultation response

4.34. Many respondents felt that the insertion of a 'meaningful relationship' statement would potentially allow for the creation of a de facto shared time presumption and rejected the proposal as a result.

> *Although it could be said that such a provision would do no harm and would merely put into statutory form the approach already taken by the court, there is a real risk that such a statutory provision could give rise to an increase in litigation and in particular an increase in the number of high conflict cases where one parent (more often likely to be the father) stridently asserts that the other parent is not permitting him to enjoy a meaningful relationship with his child. In short, the motive for such a change is laudable but the consequences may not be.*
>
> Circuit Judge, consultation response

> *The panel has been unequivocal in its recommendation to shut the door on creating either a legal presumption of shared care or the expectation of shared care as an expression of parental rights. To proceed with an amendment to legislation regarding a 'meaningful relationship' would insert a wedge into a door the panel has sought to firmly shut elsewhere in the interim report.*
>
> Gingerbread, consultation response

4.35. We have also been particularly struck by further evidence, received from Australia, where a similar provision for a 'meaningful relationship' was made in their 2006 family law reforms. Evidence has shown increased litigation and that the change has contributed to damage to children because the term 'meaningful' has come to be measured in terms of the quantity of time spent with each parent, rather than the quality of the relationship for the child.[111]

> *In practice, Australian trial judges have tended to measure the notion of a meaningful relationship in temporal terms, creating a de facto assumption or at least a yardstick of shared care.*
>
> Professor Helen Rhoades, consultation response

4.36. It has also led the courts to weigh up the balance between a meaningful relationship and harm to the child, with protection from harm compromised in

---

[110] British Association of Social Workers, consultation response.

[111] In Australia, legislative changes in support of shared parenting saw a marked increase from 4% to 34% in judicially imposed shared time. Approximately a quarter of these arrangements involved children with a family history entailing violence and a parent concerned about the child's safety. Kaspiew, R. et al (2009) *Evaluation of the 2006 family law reforms,* Australian Institute of Family Studies.

some cases. The Australian government has recently felt compelled to amend this provision to affirm that protection from harm must take priority.[112]

4.37. Many respondents pointed out that it is already accepted in law that it is in the child's best interests to have continued contact with both parents where this is safe. Any further statement in legislation to this effect risks creating confusion, misinterpretation and false expectations.

> *Superficially, a definition laid down in legislation would go some way in providing clarity for legal and family professionals as well as parents. However, coming to consensus on a workable definition would be fraught with difficulty and could result in a lengthy, and potentially conflicting, check-list of descriptors. Crucially, a tight definition would unduly impinge upon judicial discretion and restrict a judge's ability to focus on the child's welfare first and foremost. Conversely, no attempt to define the term 'meaningful relationship' could lead to unwieldy and inconsistent interpretations in judicial determinations. This is equally problematic and could result in appeals and repeat litigation.*
>
> Gingerbread, consultation response

4.38. This effect is already being felt in Australia, where judges have made repeated attempts to reach a definitive position on the meaning of a 'meaningful relationship'.

> *Legal practitioners reported that they had found the 2006 amendments "difficult to apply", and that a number of the Act's key principles were "hard for lay people to understand". These difficulties reflect the ongoing confusion about the meaning of the 'meaningful relationship' provision.*
>
> Professor Helen Rhoades, consultation response[113]

4.39. It would be quite wrong and counter productive for children to make this area even more complicated and contested. As a magistrate said in response to our consultation, "*meaningful relationships cannot be compelled*". There is also a clear risk that more legislation would lead to a need (as in Australia) for yet more legislation.

> *Rather than introducing a provision that creates problems and then adding a fix for those problems, it would be far more sensible not to introduce the problem-creating provision in the first place.*
>
> Family Justice Council, consultation response

4.40. We have concluded that the core principle of the paramountcy of the welfare of the child is sufficient and that to insert any additional statements brings with it unnecessary risk for little gain. As a result, we withdraw the recommendation that a statement of 'meaningful relationship' be inserted in legislation.

---

[112] The Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Bill passed in the House of Representatives on 30 May 2011. The Bill seeks to emphasise that child safety is to take precedent over a 'meaningful relationship' and not vice versa.

[113] The relevant evidence received from Professor Rhoades is attached at Annex G.

Final recommendations

- Government should find means of strengthening the importance of a good understanding of parental responsibility in information it gives to parents.
- No legislation should be introduced that creates or risks creating the perception that there is a parental right to substantially shared or equal time for both parents.

Involvement of grandparents

4.41. In the interim report we recommended:

- *the need for grandparents to apply for leave of the court before making an application for contact should remain.*

4.42. Grandparents too are often extremely important to children, and continue to be important if parents separate. They nevertheless are required to seek leave of the court before they are allowed to apply for contact with their grandchildren where this is being refused. We were asked to consider whether this requirement should remain, and concluded in the interim report that it should. We have reviewed whether we were right to make this recommendation.

4.43. Respondents to the interim report were divided:

> *We were disappointed to see the Review did not propose removing the requirement for a grandparent to seek leave of the court before applying for a contact order… A grandparent's relationship to a child is different and special but the law treats them like any other adult when they are trying to establish contact with their grandchildren. We believe this should change and do not accept the argument that the court system would be overrun with applications if this requirement were removed.*
>
> Grandparents Plus, consultation response

> *We welcome the recommendation that the need for grandparents to apply for leave of the court before making an application for contact should remain. Whilst recognising that a continuing relationship with grandparents can be important for children when their parents separate, we consider that the additional step of obtaining leave from the court ensures that only legitimate applications are dealt with in court. Removing this requirement would serve to increase applications for contact and put further pressure on a family justice system which is already under strain, increase delays and litigation within families, to the detriment of the children involved.*
>
> Welsh Women's Aid, consultation response

> *We agree with the Report's proposal that the requirement for grandparents to seek the permission of the court before making an application should be retained.*
>
> The Association of Her Majesty's District Judges, consultation response

『総論』

私たちは、私法の元においては、大概の子ども達が、離婚後でも、両親との関係において利益を受けるはずだと強く信じています。問題は、これ（子どもの利益）をどうすれば最も良く達成できるかです。共同養育は、それが子どもの利益に適うならば推奨されるべきでしょう。私たちは、子どもの利益を達成するための最善の方法は、親教育と、（子どもを巡る）争いを解決するための迅速かつ明確な手続の情報があることだと考えています。

私たちが、共同養育に関する法的推定に対し、中間報告で行った推奨の立場から一歩後退し、これに反対の意を表すことにつき、失望する人たちがいることは分かっています。離婚後、子どもに会えない親が強いストレスを経験することは私たちが受け取っている資料からも明らかです。この問題は、世界中で取り組まれてきましたが、うまく行っていません。とはいえ、以下の結論を受け入れなくてはならないことも明らかです。子どもに何らかのダメージが生じうるという、受け入れがたいリスクを負わない限り、法が（共同養育の）推定をすることなど出来ません。子どもの利益の実現の進展は、法による推定を持ち込むことではなく、離婚前に、いかにして両親双方が、子どもの生活に十分に関われるかを一般的に期待できるようになるか、にかかっているのです、

『なぜ変更が必要か』

３　家族に関する司法システムは、家族の失敗、すなわち子どもの養育や家族の関係に関する失敗を扱います。そしてそれは、怒り、暴力、虐待、薬物やお酒等の問題を含む場合がほとんどです。地方当局及び裁判所の判断は、子ども達、親そして一般社会に対し、長期間にわたり根本的な結果をもたらします。

『教育と法制度』

４．１７

中間報告において、私達は以下のように提言しました。

- *両親が子どもの出生を登録する際、親の責任の意味とその実際的な内容を紹介する短いリーフレットを配布する。*
- *親には他方親との間で子どもと過ごす時間を実質的に分ける、あるいは均等に分ける権利（共同養育の権利）があるという認識を生む、あるいは生む危険のある立法は行なわれるべきではない。*
- *法制度の中に、子どもが害悪から保護される必要があることと共に、双方の親と有意義な関係を持ち続けることの重要性を強化する条項が挿入されなくてはならない。*

４．１８

私達は、中間報告において、「両親から出生届を受理する際には、両親に対し、親の責任の意味やその実用的な教えを知ってもらうためのリーフレットを配布すべき」と提言しました。通常、出生届の受理の際には、子育てに役立つ様々な情報（保健省発行の妊娠したら読む本など）を親に提供することになりますが、可能な限り、「親の責任」についての情報も含めるべきです。親になることの意味、親になると必要とされる決断などについて、詳しく説くことが必要ですし、例えば、２００５年意思決定能力法に基づく行動指針の内容に類似した内容を盛り込むのが有益だと思います。この行動指針には、自己の福祉・健康管理・金銭に関し、自ら判断する能力を有しない人たちに対しての決定・措置を講じるための基本原則及び方法が定められています。リーフレットは小さな試みですし、陳腐化しやすいものではありますが、妊娠期間中や出産直後に読めば、それなりの効果を有するものだと思います。

４.１９

離婚前に両親が子どもに深く関わっていれば、離婚後もそう出来やすくなります。研究結果によれば、離婚前に子どもを共同で養育していた親の方が、離婚後も子どもを共同で養育する可能性が高いことが示されています。とはいえ、共同養育となるか否かは別にして、離婚後に必要なことは、双方の親が、何が子どもにとって最善の利益かということに焦点をあわせることです。これには、双方の親に対し、自分ではない他方の親が、子どもの人生にとってどれだけ重要かを気づかせるように諭すことを含み、また、子どもが安全であるなら、双方の親と有意義な関係を保つことの必要性を諭すことを含みます。離婚する親は、子どもの環境にあわせた柔軟な合意を形成するよう、子どもとも話し合うことが重要です。

４．２０

離婚後の養育は、家族法の中でも、最も重要、困難、繊細で感情的になりやすい分野です。私たちも中間報告で書きましたが、多くの親、通常の場合父親は、私法の制度には偏見があると感じています。私達は、事務弁護士が非監護親に対し、裁判所の基準や標準的な判例に基づいて助言することが、このような認識を生んでいると考えています。しかしながら、裁判所は、双方の親と面会することが子どもにとって利益とはならないという相当な理由がない限り、子どもが双方の親と面会することが、その子にとって利益になるという考えを出発点にしています。ある研究によると裁判所は次のように述べています。

つぎのことを守るようにしなさい、そうすれば大概の事件はうまくいくでしょう。非監護親がどの程度子どもに会えるかを軽視しないこと。彼らが思うほどには会えないかもしれないけれど。

４．２１
前述の研究結果によれば、裁判所が非監護親に対して不公平な判断をしているという証拠はありませんでした。

４．２２
中間報告にも記し、今回の報告書でも既に強調しましたが、子どもが安全である場合は、離婚後も両親と有意義な関係を維持することが子どもにとって利益となります。問題は、小さな子どもの居住場所や監護者を頻繁に替えるような合意をうっかり勧めてしまったり、親の喧嘩に子どもを巻き込んでしまったりせず、どのようにこれを達成するかということです。特に私たちに求められているのは、法及び裁判所がどのような役割を演じるべきかについての提言です。

４．２３
私達は、海外からのものも含む研究結果から、共同養育を推奨する法制度には反対します。調査結果によると、この「共同養育」という言葉に人々は様々な解釈を与え、実際の実務では、親が子どもと過ごした時間の多寡のみが考慮され、時間の質は考慮されない運用になっているようです。オーストラリアの膨大で詳細な調査結果は、それが沢山の子ども達に被害をもたらしたことを示しています。そこで、私たちは以下のように提言します。

- *親には他方親との間で子どもと過ごす時間を実質的に分ける、あるいは均等に分ける権利（共同養育の権利）があるという認識を生む、あるいは生む危険のある立法は行なわれるべきではない。*

４．２４
共同養育の推定を生じさせる法制度に対する私たちの反対の姿勢には、私たちの意見募集に応じた回答において、多くの反響がありました。慈善団体、法的もしくは司法的な機関や学術機関（Helen Rhoades 教授、Liz Trinder 教授、Rosemary Hunter 教授、Judith Masson 教授ならびに家族法及び社会基盤の整備ネットワークを含む）などが私たちの立場を支持しました。

私は、見直しの結果、委員会が共同養育に反対の立場をとったことに励まされました。子ども達にとって何が有益かの研究結果に完全に一致するからです。
（Liz Trinder 教授、意見募集への回答）

４．２５
これに対し、多くの個人の方々－典型的なのは祖父母や父親、それと匿名の回答者ですが－が、離婚後、両親が子ども達と関係を保つことを確保するためには、共同養育の推定は必要であると言っています。子ども達と両親との関係を保って行くためには、明確なメッセージと決定的な手続が必要だと言っているのです。

最初から共同養育の推定が必要です。子ども達の養育に両親が関わった方が、子ども達に良い結果が出るのは既に証明されています。
（祖父、意見募集への回答）

４．２６
意見を寄せてくれた方の多くは、男女の不均衡やジェンダーバイアス、家庭裁判所の組織における不正などを理由に、共同養育に対しては強い立場をとっていました。他は、共同養育に反対するだけの十分な理由がないとして、やはり裁判において特別な配慮をすべきだとの従前の立場を維持していました。

４．２７
調査結果を再度検討しても、親が子どもと過ごす時間を持つ権利があるという印象を生じさせる危険のある法制度は、いかなるものであっても、子どもの福祉を至上のものとして制定された１９８９年の児童法の中核を害する可能性があるという意見は変わりませんでした。また、私たちは、この分野における社会の変化のために、法制度は有効ではないと信じています。スウエーデンでは、離婚後の共同養育の合意が増えていると聞きましたが、それは法制度がそうだからではなく、離婚前の共同養育が普通になってきたからです。

４．２８
したがって、私達は、子どもの出生の時から、親責任の共同や、親が果たすべき役割や義務に対する両親の意識が高まるような支援、育成に注力すべきだという考えを維持します。これを達成することは、法制度を通してでは出来ません。私たちの意見募集に応じたある弁護士の言葉です*「法制度ではなく教育である。」*これが、この章での私たちの提言の趣旨です。

４．２９
中間報告では以下のような提言も行いました。

・ *子どもを害悪から守る必要と共に、子どもが双方の親と有意義な関係を保つことの重要性を強化するような条項を法制度に入れるべきだ。*

４．３０
意見募集に応じた回答者のうち多くが、典型的なのは父親と祖父母ですが、この提言を、*「社会の変化を反映し、子どもの養育に能動的かつ適切に関わりたいと願う多くの父親達に希望を与えるものだ」*として支持しました。悲痛な個人的経験に基づく反応も多々ありました。

４．３１
ただ、これらの意見の投稿者は、私たちの限定的な提言を、共同養育に関する法律上の推定を推進する動きと結びつけていました。そのような混乱自体、法の改正の試みに含まれる危険を示しています。

４．３２
提言の支持者の中には、提言が、面会や監護に関する争いで形成された判例の蓄積を反映し、家事裁判の文化を改善していくためのより大きなステップとなると感じた人もいたようです。

この提言は、１９８９年の児童法の背景である、子どもが両親と有意義な関係を保つ事の重要性を認識すべきとの原則をより強化するため、弁護士会はこの提言を支持する。（弁護士会、意見募集への回答）

４．３３
とはいえ、弁護士会は私たちの提言に賛成する一方で、その運用には疑いを抱き、いかなる法制度であっても、共同養育の時間を法律上推定させるような文言となることを防止するように気をつけなくてはならないと強調していました。また、英国ソーシャルワーカー協会も、私たちの提言を支持する一方で、子どもの福祉を犠牲にする結果とならないようにと強く加えました。

この提言に基づく法改正を進める際には、子どもの福祉及び権利についての条項として表現されると共に、子どもの利益が至上のものであることが明らかにされた両親及び子ども向けの極めて明確な情報が盛り込まれるようにする必要がある。（The children’s society、意見募集への回答）

４．３４
意見回答者の中には、法律に「有意義な関係」という文言を挿入すると、事実上、共同養育に関する法律上の推定を生む可能性があるとして、結果として提言を否定する人も多くいました。

この文言そのものは何らの害も及ぼさないものであり、既に裁判所が採用しているアプローチを制定法に盛り込むことに過ぎないが、もしこの条文を挿入した場合、訴訟（特に一方の親（父親が多い）が他方に対し、子どもと有意義な関係を維持することを認めろと執拗に迫るといった、解決が非常に困難な訴訟）が増える危険性がある。まとめると、提言そのものは素晴らしいが、提言がもたらす結果は容認できない。（巡回裁判所判事、意見募集への回答）

委員会は、これまで共同養育に関する法律上の推定または共同養育という表現が親の権利に関する表現であるという誤解が生まれないよう明確な提言を行ってきたが、法律に「有意義な関係」という文言を盛り込むことを柱とする今回の法改正に関する提言については、過去の中間報告書に掲載されていた提言ではしっかりと行っていた前述の推定または誤解をさけるための配慮を怠ったようである。
（Gingerbread 氏、意見募集への回答）

４．３５
私達は、２００６年の家族法改正において「有意義な関係」と類似した文言を盛り込んだオーストラリアの調査結果に、著しく大きな衝撃を受けました。これによると、「有意義な」という文言が、親と子の関係の「質」ではなく、子どもが各親と過ごした「時間」のみで捉えられたので、訴訟件数は増え、法改正が子どもに害をもたらす結果になったとのことでした。

実務において、オーストラリアの裁判所の判事は、「有意義な関係」という概念を時間的な長さで測る傾向にあり、ケア分担の決定に事実上の決め手にするか少なくとも決定の基準にしている。（Helen Rhoades 教授、意見募集への回答）

４．３６
オーストラリア連邦政府は、前述の法改正によって、裁判所が「有意義な関係」と子どもの被害（場合によっては、被害を受けている子どもの保護）のバランスも考慮しなくてはならなくなったため、最近になり、最優先課題は子どもを被害から保護することだとして、法改正で盛り込んだ条文を再び改正せざる得ないと判断しました。

４．３７
意見投稿者の多くは、「安全が確保されていると判断される場合に、子どもが両親と継続的に面会できることが、子どもにとって最も有益なことであるという事実は、既に法律も認めており、この事実に関する別の文言を法律へ盛り込むと、混乱、誤解及び誤った期待が生じる恐れがある。」と指摘しています。

現行の「法律に定められている定義は、一見すると、弁護士や家庭問題の専門家や両親にとってある程度わかりやすいものではあるが、実施の状況で役立つ定義なのかどうかという点では課題も多く、記述内容について、長期にわたる対立を生む可能性があるチェックが必要となる可能性もはらんでいる。重要なことは、定義を厳格にしすぎると、司法機関の裁量権が不当に侵害されたり、判事が子どもの福祉を第一とする判断を下せなくなったりする。逆に、「有意義な関係」という文言についていかなる定義も設けないと、制御できない相矛盾する裁判結果を招くことになりかねない。このため、いずれにしても問題を生じ、上訴や訴訟の繰り返しを招く可能性がある。（Gingerbread 氏。意見募集への回答）

４．３８
前述のような影響については、各判事が、これまでに幾度となく、「有意義な関係」について明確な立場を示そうとしてきたオーストラリアでは既に認識されています。

２００６年に改正された家族法については、「適用が難しい」という報告と、主要な原則が「一般の人々にとって理解しがたい」という報告が弁護士から寄せられたが、これらの事実は、「有意義な関係」という文言を含む条文の意味について混乱が生じている証でもある。」（Helen Rhoads 教授。意見募集への回答）

４．３９
この領域が、これまで以上に複雑で争点の多い領域となるような措置は、子どもに悪影響を及ぼす全く誤った措置で、私たちの意見募集に応じて治安判事から寄せられた意見にも含まれているとおり、「有意義な関係を強いることは出来ない」し、法律を増やせば、さらに多くの法律が必要になる可能性があることは（オーストラリアの事例からも）明らかです。

問題を生むような条文を追加し、その問題を是正するために新たな条文を追加するのなら、初めから問題を生むような条項を追加しない方がより分別のある措置と言える。（私たちファミリージャスティスレビュー委員会の意見）

４．４０
私たちは、「現行法の、子どもの福祉が最も重要であるという基本原則は十分なもののため、新たな条文を追加しても無用なリスクが増えるだけで利益はほとんどない」という結論に至りました。よって、現行法に「有意義な関係」という文言を含む条文を追加すべきであるという提言を撤回します。

最終提言

- 政府は、両親への情報提供を通じて、親の責任をより深く理解できるような方法をみつける必要がある。
- 親には他方親との間で子どもと過ごす時間を実質的に分ける、あるいは均等に分ける権利（共同養育の権利）があるという認識を生む、あるいは生む危険のある立法は行なわれるべきではない。